

デイゲスタ邦訳 (第四二卷)

江南義之訳

第一章 判決された事件について及び判決の効果について及び中間回答(判決)について

1 モデステイヌスパンテクテン第七卷

紛争の終結を審判人の宣告によって受諾することが、判決された事件と云われる。これは或は有責判決によって或は免訴によって起る。

2 ウルピアヌス 告示註解第六卷

裁判官として審理する者は、必ずしも常に判決の時を遵守せず、却つて時々制限し、時々原因の質及び量或は人格の恭順或は不従順に応じて延長する。しかし非常に稀れに(法定期間)内に判決が遂行される。例えば扶養が設定され、或は二十五歳未満の者に援助されるときがそれである。

3 パウルス 告示註解第十七卷

有責判決することができる者、その者は亦免訴する権利をも持つ。

4 ウルピアヌス 告示註解第五十八卷

〈委託事務管理人〉が自己を提供しなかつたときには、判決の訴訟はその者に対して拒否され、そして所有者に対して賦与されるであろう。自己を提供したときには、自身に対して賦与されるであろうが、しかしながら自己のための〈委託事務管理人〉が与えられた者は争訟に自己を提供したとは見られない。何故ならこの者は他人のためではなく、自己のために委託事務管理人と成るので、この者は他の訴訟によって判決の訴訟を拒絶することができるからである。

§1 亦後見人或は保佐人も、自己を争訟に提供したと見られてはならない条件中にある。そしてそれ故に判決の訴訟がそれらの者に対して拒否されなければならない。

§2 自治都市の会計係は、判決された事件を拒絶すること

削除

ができる。というのは自治都市に対して判決の訴訟が賦与されるであろうからである。

§ 3 法務官は「有責判決された者は、金銭を弁済するよう」と述べる。故に判決された者由り、金銭を弁済するために、これが取立てられる。一体勿論弁済する用意しなかったが、しかしながら満足させる用意したときには我々は何を云うのか？そしてラベオは「その者の名義で満足させない」というこのことも亦付加されなければならなかったと述べる。というのは適当な既債の約束者を持つために為されることができ、しかし法務官が債務が債務因り作られることを望まなかったことが、金銭取立の理由ではなかった。それ故に（法務官は）「金銭が弁済されるように」と述べる。にも拘らず大きく且適当な原因に基づいて、ラベオの見解へ附合されるべきであろう。

§ 4 更改が介入するとき限り、この者に或者が有責判決された者に事件の判決の後に訴訟当事者の合意に基づいて担保が与えられたときには、これが留置もされるということが起こる。その他には、更改の原因でなしにそれが為されたときには、執行の条例が存続するであろう。しかし判決された事件に対して質物或は保証人が受諾されたときには、執行が行なわれないと云うのが首尾一貫しているであろう。もちろん判決された事件の何か或るものが附合した際には、判決された事件由り後退されない。この者の「委託事務管理人」が有責判決された者に於いても同一が遵守されるべきである。

§ 5 確定期日内に弁済するよう或者が有責判決されたときには、それ故にその者に判決訴訟の期間を我々は通算する。この判決に基づいて提出されるのか、それとも逆にこれ因り法定期日が経過する日因りか？しかし勿論合法的な期間よりより少ない期日を審判人が法定したときには、審判人の判決に不足しているものが、法律に基づいて補充（充満）される。しかしながら審判人が自己の決定でより以上の数の期日を判決したときには、合法的な期間もそれを超えて審判人が与えたものも被告に通算されるであろう。

§ 6 判決が有効であるように莊敵に有責判決された者を我々は有責判決された者と受け止めなければならぬ。その他には何か或る理由で判決が無効であるときには、有責判決の文言が拘束しないと云われるべきである。

§ 7 単に弁済した者だけでなく、実に判決の原因因り由来するその債務から解放されたすべての者が、確かに弁済したと我々は受け止めなければならぬ。

§ 8 この者に於いて用益権が他人のものであるその奴隷が加害の有責判決され、君が加害者委付したときには、依然として君を相手方として判決の訴訟されることができるとケルススは書いている。しかし用益権が没したときには、解放されると同人は述べる。

5 ウルピアヌス 告示註解第五十九卷
「その事件について或者の裁判権がある」と法務官は述べる。

「その事件について或者の審理がある」というのはより良く(法務官が)書いた。というのは審理の名義は更に裁判権を持たず、却って何であれ他の原因について審理を持つ者に関するからである。

§ 1 マエヴィウスの遺言或は遺言書追加に基づいて持つものを、ティティウスに返還するようというように審判人が誰か或る者を有責判決するときには、遺言或は遺言書追加に残された額を恰も名指したかのように受け止められるべきである。しかし書物なしに信託遺贈が宣告されたときにも、同一が是認されるべきである。

6 同人告示註解第六十六卷

〈武装した〉軍務の下で軍務に服する兵士が支払うことができる限度で有責判決されると、弁済することを強要される。

§ 1 十金又は加害者を委付することを有責判決された者は十金に対して判決に拘束される。というのはその者が加害者委付の権能を法律に基づいて受領するからである。これに対して十金又は加害者委付を問答契約した者は、十金を請求することができない。蓋し個々の問答契約に於いては、ひとりで我々が個々に別々に問答契約することができものが来るからである。これに対して唯加害者委付だけの審判手続は無く、却って金銭の有責判決を帰結する。そしてそれ故に判決の十金が訴訟される。というのは唯これらの者だけに有責判決されるからである。法律に基づいて分配される加害者委付は弁済中にある。

§ 2 判決された財産を自己の權威で売る者は盗訴訟及び強盗訴訟によってその者に拘束される。

§ 3 判決の訴訟は永久であり物の追求を包含する。同様に相続人に及び相続人に対して成立する。

7 ガイウス 判決された事件についての市民掛法務官告示註解の巻

「設定された」期日内で假令判決の訴訟されることができな
いとしても、にも拘らず夥しい方法で判決が解放されることが
できることは今日疑われない。蓋し「立法者の」期日の時期は、
不利にはなく、有利に判決された者に法律を通じて設定され
たからである。

8 パウルス プラウティウス註解第五卷

問答契約に基づいて請求された人間が争点決定後に死んだときには、免訴を為すべきではなく、果実の計算がされるべきであると定められた。

9 ポンポニウス プラウティウスに由る第五卷

狂人には判決が審判人由り或は裁定人由り云われることができない。

10 マルケルス ディゲスタ第二卷

自分を家父として想像する際に消費貸金を受領しそして父親より廢嫡され或は手から解たれた者は、假令支払うことができ
ないとしても、有責判決されなければならない。

11 ケルスス ディゲスタ第五卷

何か或ることが遡日に為されると私が問答契約したときには、もちろん遡日の後審判手続が受諾されると常に、にも拘らず遡日にそれが為されることに私の利害があつたと同額の評価された争訟がある。というのはその時因り最も新しく弁済されることができるであろう各々のものが評価されるからである。

12 マルケルス ディゲスタ第四卷

寄託或は使用貸借審判手続に於いては、仮令相手方の悪意で不在であるとしても、有責判決されて援助されるのが常であり、その結果所有者はその者に自己の訴訟を譲歩する。

13 ケルスス ディゲスタ第六卷

或者が一方の者由り十金を、他方の者由り満足が与えられると問答契約したときには、満足が与えられることに問答契約者の利害のある額が評価されるべきであろう。そしてそれは又は同額であり、又はより少額で又は時には更に無であるであろう。というのは虚妄の恐れの評価は何等ないからである。実に元本が弁済されて既に評価の代価が何等ない、又は元本因り弁済されたと同額が、評価因り立ち去る。

§ 1 問答契約者が何か或る損害を受けることを自分が制すると確約し、そしてその事物因り損害がこのように持たれないことを為すときには、その者は確約したことを為す。より少ないときには、その者が確約したことを為さないで、すべての為す債務に於いて起るように、現金に対して有責判決される。

14 同人 法務官が命令又は禁止したことは、法務官は反対

の命令権によつて廢止し委棄することが許される。反対の判決について。

15 ウルピウス 執政官職務論第三卷

故ピウス帝由りローマ国民の官吏に、それらを与えた者達は自己由り与えられ或は裁定された判決を適正に執行するよう、書簡解答された。

§ 1 地方総督はこれが命令にあつたときには、ローマで云われた判決を属州に於いて終局へ追求することができると我々の皇帝は父帝と共に書簡解答した。

§ 2 従つて捕獲された質物の売却に於いては、勿論動産及び動物が質物として捕獲され間もなく売られることを最初に為すよう命令する。これらの代金が足りるときには、良好である。足りないときには、更に土地が質物として捕獲されそして売られることを命令する。もし何等動産がないならば、土地の質由り開始を為す。要するにこのように、動産がないときには、亦土地も捕獲されるよう中間回答(判決)するのが常である。何故なら土地の質因り開始が為されるべきでないからである。もし土地があるものが足りず或は土地の質物が何等ないならば、その時には更に諸権利へ達する。従つて地方総督は正当な方法で判決された事件を執行する。

§ 3 捕獲された質物が買主を發見しないときには、この者に或者が有責判決された者自身に競売に付されるよう我々の皇帝及びその父故皇帝由り書簡解答された。しかしながら兎角義

務付けられるその額によって競売に付される。何故なら債権者が質物を債権中に占有し、そしてその者が満足することを選び好むときには、それ以上自己に義務付けられるものをその者は請求することができないと書簡解答されたからである。蓋し例えは質物を占有することに満足した者は、約束によって債権について和解したと見られ、そしてその者は確定の額に対して質物を拘束し、そして超過額を請求することができないからである。

§ 4 質権で捕獲された質の紛争が為されるときには、判決された事件を執行する者自身が個有権について相識らなければならぬと我々の皇帝により設定された。そして有責判決された者のものであったことを相識ったときには、判決された事件を執行する。しかし偶々これらの者が、恰もこの者の名義で捕獲された者のものではなく、紛争を惹起する者のものであるかのように、その物が委棄されるべきであると思つたときには、概念的にそれらの者が相識らなければならず、そしてそれらの者の判決が負債者に先決判決となることができないことが知られるべきである。偶々通常の権利によってその者由り物が請求され始めたときには、即座に判決を通じて持たなければならぬ。このようにすべてが原状のままに使用取得にだけ判決された事件が貢献することが起こる。しかし質物について紛争がある場合には、それは委棄されなければならず、他のものが紛争なしであるときには、そのものが捕獲されなければならぬ。

いことが云われなければならない。

§ 5 もし質物として捕獲された物が抵当に入れられたならば、債権者が委棄されて、超過額が判決の原因へ転換されるように売られることができるか考えて見られるべきである。仮令債権者が質物として受領した質を売ることが強要されないとし、ても、にも拘らず捕獲された物が買主を発見し、この者が質債権者が委棄されて超過額を弁済する用意したときには、この物の売渡も亦承認されるべきであることが、判決の執行に於いて遵守される。自己のものを得るのに債権者の条件がより劣悪と為されるときは、自己のものを得るのに以前に質の権利が委棄されるとも見られない。

§ 6 質物の競売に付された後に何か或る紛争が買主に惹起されるときには、判決を執行した同一の審判人の審理があるかどうか考えて見られるべきである。そして同時に購入が完成され、そして調達した者の危険が取り扱われる際には、審理に余地があるとは私は思わない。少くとも買主が占有へ導入された以降には、同一の審判人の役割が行なわれないことがないか？そしてこの者に或者が導入された者自身に物が競売に付されたときにも同一である。

§ 7 しかし「審判人」が遂行してこの者に質物が競売に付された買主が代金を弁済しないときには、判決を遂行する同一の審判人が買主へ向って手を差し出さなければならぬか？どうか考えて見られるべきである。そして私はそれらの者がそ

れ以上役立つとは思わない。その他には遙かに事件は立ち退るであろう。一体我々は何を云うのか？（それらの者達が）買主を有責判決してそしてこのようにその者に不利に判決を遂行し、即座に判決されたとして看做すのか？（買主が）自分が購入したことを否定し又は支払ったと争うときはどうか？ 随って（それらの者達が）自ら問にないときには、より良好であり殊にこの者に判決が為されることが熱望される者がその者に向って訴訟を持たない際には、そうである。不法侵害は蒙らない。というのは質物として捕獲されそして売渡される物は、期間の後に金銭が弁済されるようではなく、現在で売渡されるべきであるからである。少なくともそれらの者達が自ら問に在るときには、恰も未だ質の鎖から解放されないかのように、競売に付された物自体を捕獲し売るといふような限度で介入しなければならぬ。

§ 8 捕獲されることが出来る他のものが何等ないときには、質の権利で債務名義を捕獲するように（審判人達）も亦判決を遂行する。というのは債務名義は質の権利で捕獲されることができると我々の皇帝は書簡解答したからである。

§ 9 しかし単に自白された債務名義だけが捕獲されることが出来るのかそれとも更に自ら義務を負う者が否定するときにもか、我々は考えて見よう。そして自白されるものだけが捕獲されるといふのがより良い見解である。その他には否定されるときには、債務名義由り退去されるべきが最も衡平であろう。

但し或者が個有権について審理するように有体の質物の追従の例に倣って、それ以上に前進し、そして（審判人）自身が債務名義について審理しなければならぬと云ったときは此限りでない。しかしこれは書簡解答に反している。

§ 10 同様に我々は何を云うのか？（審判人達）自身が合意してそして債務名義を取立てるのか、それとも逆に有体物の質が常であるように、債務名義を売却するのか？ 事件を遂行することに關して、その者のより容易と見られることが必要であり（審判人達は）これを為す。

§ 11 しかし金銭が両替商の掌中にあるときにも、等しく捕獲されるのが常であり、このこと以上にこれ以外の者の掌中にあるときにも、にも拘らず有責判決された者に決定されたものは、質の権利で捕獲されるのが常であり、そして判決の原因へ転換される。

§ 12 それに加えて寄託された金銭或は金庫へ閉じられた金銭も亦有責判決の名義で、判決に満足させるために捕獲するのが常である。これ以上に地所の調達に關する被後見人の金銭が金庫へ預けられたとき、及び法務官の許可なしに判決を遂行する者由り預けられたときにも、捕獲されそして判決の原因へ転換されるのが常である。

16 ウルピアヌス 告示註解第六十三卷

（即ち他人の銅が控除されることなしに）支払うことができずるものに対して訴えられる者がある。そして勿論組合訴訟で訴

えられる者は殆どこれらの者達である（しかしながら全財産の組合員と受け止められるべきである）：両親も同様である。

17 同人 告示註解第十卷

保護者女の保護者及びそれらの者の愛児及び両親同様に夫は嫁資について支払うことができるものに対して訴えられる。

18 同人 告示註解第六十六卷

同様に（武器）付きで俸給を得て兵役に服する兵士が、支払うことができる限度で有責判決されると弁済するよう強要される。

19 パウルス プラウティウス註解第六卷

これらの者達に同一の原因に基づいて義務付けられる者達の間では先占する者の条件がより良好であり、特有財産についての訴訟に於いて為されるように、同一の条件の人間達に義務付けられるものは控除されない、何故ならここでも先占する者の原因がより良好であるからである。しかし父親又は保護者を相手方として訴えられるときにも、他人の銅は控除されるべきでない。殊に愛児達自由人達のように同一の条件の人格に義務付けられるものはそうである。

§1 贈与の原因に基づいて訴えられる者も亦支払うことができる額に対して有責判決される。そして勿論他人の銅が控除されるのも唯その者だけである。これらの者達に同じ原因に基づいて金銭が義務付けられる者達の間でも先占する者の原因が優れているであろう。否持っているもの全部がその者から無理

に取り上げられるべきでないと思はる。しかし取立てないことの自身の計算も持たれるべきである。

20 モデステイヌス 相異論第二卷

単に嫁資の名義で夫が支払うことができる額に対して有責判決されるばかりではなく、しかし他の契約に因つても亦妻由り審判手続で訴えられて、支払うことできる額に対して故ピウス帝の勅法に基づいて有責判決された。これは婦人の人格に於いても衡平な秤皿で遵守されることを衡平の理由が示唆している。

21 パウルス プラウティウス註解第六卷

しかしながら夫を相手方として訴訟されるように、義父を相手方としても資金を超えないで有責判決されるが、義父を相手方として嫁資の確約に基づいて訴訟される際に、支払うことができるものに対して有責判決されるかどうか？ これも衡平であると見られる。しかしネラティウスも書いてるように他の法を我々は使用する。

22 ポンポニウス クイントス・ムキウス註解第二十一卷

しかしこれは婚姻が解消されて義父由り嫁資が確約に基づいて請求されるときというように受け止められるべきである。実に婚姻存続中に嫁資がその者由り請求されるときには、兎角支払うことできる額よりも大きな金額が有責判決されないようにするために援助されるべきである。

§1 しかしながらこれらの者も支払うことができる額に対して有責判決される義父について云われることは、法務官が原

因を審理して自己が支払うであろうと告示する。しかしながら原因の審理は自分が義父であることを否定する又は悪意の条項に基づいて債務を負う者に援助されない点にあるであろう。

23 パウルス プラウティウス註解第六卷

夫の委託事務管理人を相手方として嫁資について訴訟されたときに、勿論夫が生存中に有責判決が為されるときには、有責判決は支払うことができる額に対して為される。(何故なら夫の防禦者も彼の者が支払うことができる額に対して有責判決されるからである) 逆に夫が死亡すると全額に対してである。

24 ポンポニウス プラウティウスに因る第四卷

物の或は訴訟の保証人が受諾されたときにも、この者のために保証した人格が支払うことができる額に対して有責判決されたときには、有益でないであろう。

§ 1 夫が支払不能であったときには、支払うことができな
いものは、夫自身に有益であるとはいえ(というのはそれは夫の
人格に担保されるから)、これはその者の相続人には有益ではない。

25 パウルス 告示註解第六十卷

それらの人格の相続人は支払うことができる額に対してでは
なく、却って完全に拘束される。

26 ウルピアヌス 告示註解第七十七卷

訴訟当事者の間で宣告されることに合意したときには、審判
人がこのような判決を持ち出すのは実際由りではないであろう。

27 モデステイヌス 解答録第一卷

属州の地方総督が法律及び神聖な勅法に反して利息の利息を
有責判決した。順ってルキウス・ティティウスは持ち出された
判決に反して、地方総督の不法を控訴した。ティティウスが法
律に則して上訴しなかった際に、有責判決に則して金銭が取立
てられることができるかどうか私は問う。判決に額に反して包
含されるときには、何故判決の訴訟されることができないか何
事も陳述されないと、モデステイヌスは解答した。

28 同人 解答録第十二卷

賦与された二人の審判人が異なる判決を与えた。(権限のあ
る審判人) がそれらの一つを確立する迄は両方共の判決が成否
未定中にあるとモデステイヌスは解答した。

29 同人 パンデクテン第七卷

判決に与えられる期間は、更にその者の相続人達に及びその
者の地位を承継するその他の者に認容される(すなわち期間因り
不足しているもの)。蓋し人格の利益よりも寧ろ原因のそれが担
保されるからである。

30 ポンポニウス 種々の講義録第七卷

贈与の原因で金銭が確約された際に、その事が贈与者の資金
を汲みつくすことができ、その結果辛うじてその者に何か或る
ものが財産中に残る程迄であるかどうか疑われるときには、訴
訟が支払うことができるものに対して賦与され、そのようにそ
の結果贈与者自身にも何か或るものが充分に残される。殊にこ
のことは愛見達と両親の間で遵守されるべきである。

31 カリストラトス 審理論第二巻

単に請求される負債者に弁済のための期日が賦与されるばかりでなく、しかし事物が要求するときには、延長されるべきでもある、にも拘らず或者が金銭を処理することができないのでよりも寧ろ強情を通じて弁済を猶予するときには、質物として捕獲されて、形式因り満足させるために強制されるべきである。これは前執政官カッシウスに故ピウス帝が次の文言で書簡解答した。「義務を負うと白状した者又は判決された事件に基づいて返却することを必要とする者には、各人の資金に應じて足りると見られるであろう期間が弁済のために賦与される。或は初めより賦与された期日或はその原因に基づいてその後延長された期日内に、自己に返却しなかった者の質物は捕獲され、そしてそれは二ヶ月内に弁済しないときには、売却される。或るものが代価因り残存するときには、この者の質物が売却された者に返却される。」

32 同人 審理論第三巻

これについて判決する原因がそれらを通じて支持されると判断しないことで、持ち出され勅法によって審判人がそれらに反して宣告する際には、勅法に反して判決を与えたとは見られな。順ってこのような判決由に控訴されるべきである。さもないければ、判決された事件に値されるであらう。

33 同人 勅法第五巻

故ハドリアヌス帝はユリウス・タレンティヌス由り請願書を

通じて請願され、虚偽の証言によってその者が判決され、金銭で腐敗された証人と相手方の共謀で、審判人の敬虔が欺むかれたと。同帝は原因の原状回復を次の文言に於いて書簡解答した。「ユリウス・タレンティヌス由り私に与えられた請願書の写本が君に送られるよう私は命令した。その者が相手方と金銭によって腐敗された証人の共謀によって、自分が圧殺されたことを君に拳証したときには、君は事件を嚴重に罰しそして或る審判人由り並びに悪い籠略の例によって判決されたときには、原状へ回復する。」

34 リキンニウス・ルフィニウス 規範集第十三巻

生活必需品或は寝具が差し出されて、或者は判決で苦しむな。いときには、その者に対して、罰の準訴訟が賦与されるか或は若干の学者が思うように、その者を相手方として不法侵害の訴訟されることができらるであらう。

35 パピリウス・ユストス 勅法第二巻

仮令新しい証書の引き出されることでも全く業務が回復されるべきでないとしても、にも拘らず公の業務に於いては原因に因り自分はこのような証書を使用することを許可するとアントニヌス帝及びヴェルヌス帝は書簡解答した。

36 パウルス 告示註解第十七巻

ポンポニウスは告示註解第三十七巻で多数の審判人のうちの一人が自由の原因について審理して、事件について明瞭でないがしかながらその他の者が同意する。その者に自分には明瞭

でないと言誓したときには、審理は休息して、同意したその他の者が判決を公表する。たとえ不同意であっても、多数の者の見解が実証するからであると書いてある。

37 マルケルス ディゲスタ第三卷

しかしながら全員が出席している際、その時には審判人総べてが判決すると理解される。

38 ペウルス 告示註解第十七卷

審判人の数が等しい間に、不調和の判決が持ち出されるときには、勿論自由の原因に於いては、故ピウス帝に由って制定されたことに従うと自由のための法規が実証する。しかしながら他の原因に於いては被告のための、これは公の審判手続（公訴）に於いても実証すべきである。

§ 1 審判人が異なる金額で有責判決するときには、最小の額が顧慮されるべきであるとユリアヌスは書いてある。

39 ケルヌス ディゲスタ第三卷

三人の審判人のうちの二人は一人が不在の間判決することができない。全員が判決することを命令されるからである。しかし出席して、反対の見解のときには、二人の者の見解が立てられる。一体全員が判決するというのが真実として少ないのか？

40 パピニアヌス 解答録第十卷

神聖な冠の故に担保される有利による特典は有責判決されると禁じられそしてその金銭は質の権利で判決の原因に対して捕

獲される。

41 パウルス 質疑録第十四卷

ネセンニウス・アポリナリス…私に贈与しようとする君を私の債権者に私が指図したときには、君は金額に対して訴えられるべきか？ 金額に対して訴えられるときにも、私の債権者にはなく、却ってこの者に私が贈与することを望んだ者に私が君を指図したときには、君は異なると思うか？ この女に贈与することを望んだ婦人のためにその夫に嫁資を確約した者についてはどうか？ その者に指図された者は、この者の名義で確約した者に向って（抗弁を）使用することができるとはいえ、債権者は如何なる抗弁によっても撃退されない。殊に婚姻の存立中に請求するときには、夫はこの者に類似していると同人は解答した。贈与者の相続人が金額に対して有責判決され、贈与することに於いて責を負う。保証人自身もそうであるように、このようにこの者にその者が贈与しなかった者にも金額に対して有責判決される。

§ 1 或者が土地を贈与した。返還しないときには、その結果任意の占有者は有責判決される。しかしながら土地を返還したときには、果実の名義で、それらを消費しないときには、金額に対して有責判決される。というのは即座にその者が返還したときには、危険にあり得ないからである。悪意で占有することを思い止まったときには争訟に対して誓われ、そしてその額の有責判決が後続する。

§ 2 全額に対して有責判決された贈与者は支払うことができ、額に対してでなければ、勅法の利益によって判決訴訟によって拘束されない。

42 同人 解答録第三卷

勿論法務官は先行する自己の判決を取消することができないとパウルスは解答した。しかしながら勿論既に法定されたものの帰結に関する残余が、にも拘らず最初の判決に不足しているなら、無論同日から被告を有責判決或は免訴すべきか補充しなければならぬ。

43 同人 解答録第十六卷

一つの判決で一つの額に対して有責判決された者達は、各個の割合に応じて判決の原因に因り訴えられる、とパウルスは解答した。三人の者に向って云われた判決に基づいてティティウスが自己に成立する割合を支払ったときにも、その他の者の人格に基づいて同一の判決因りその者は訴えられることができない。

44 スカエヴォラ 解答録第五卷

父親の契約に基づいて、被後見女を相手方として後見人の授權によって訴訟され、有責判決された。その後後見人は、その女を父親の財産から遠ざけそしてこのように死者の財産は代襲者へ或は共同相続人へ達した。これらの者は判決の原因に基づいて拘束されるかどうか問われる。被後見女が後見人達の過失で有責判決されたのでなければ、それらの者に対して訴訟が賦

与されるべきであると同人は解答した。

45 パウルス 見解録第一卷

自己の許で持たれた訴訟は、当事者が同意し審判人がこれを許可したときには、或は終わられた業務が争訟でなければ、同日から、遷延されることができない。

§ 1 判決が云われた後には有責判決された罰金の増加或は減少については、皇帝の授權なしには何事も、法定されるべきでない。

§ 2 防禦されず後見人或は保佐人を持たない未成年者に反して如何なる判決も持ち出されるべきではない。

46 ヘルモゲニアヌス 法の省録集第二卷

掛の者の文言から判決主旨が持続する間は、改良することが禁止されない。

47 パウルス 見解録第五卷

各々の業務について、事件が起きたすべての者が現在する所で判決されるべきである。というのは他の方法で判決されると単に現在する者の間だけを拘束するからである。

§ 1 頻繁に訴えられて国庫の許で事件を防禦することを懈怠した者は判決された事件に屈服すべきである。頻繁に訴えられて、自己の現在を為すことを望まないときには、これはそれで明瞭である。

48 トリホニヌス 討議録第二卷

裁決は法務官に由ってラテン語で挿入されなければならない。

49 パウルス 手引書第二卷

そして廃嫡された者或は自らを父親の相続財産から遠去けた者は支払うことができるものでなければ自身の契約に基づいても、有責判決されるべきでない。しかしながらどのようなように支払うことができるかと信じられるか、贈与に基づいて訴えられる者のようにすべての他人の銅が控除されるのかそれとも夫及び保護者のように他人の銅が控除されないのか、考えて見られるべきである。そして夫と保護に類似して、それが取り去られるべきであるというのが疑われない法に属する。というのは真実の負債を皆済することを強制される者よりも贈与者に無意味に我々は援助しなければならぬからである。

50 トリホニヌス 討議録第十二卷

自己の自由から無資力に成る危険のないようにするためである。

51 パウルス 手引書第二卷

或者がその者の財産が売られるために、悪意で為したときには、全額に対して拘束される。

§ 1 或者が物の保全の原因で債権者が占有へ送られること承認しなかったときに、債権者の利害のあった額を売主がその者に担保したときには、負債者が解放されるかどうか問われた。受領したものを再度得ることを望む者は否認されるべきであると私は思う。

52 トリホニヌス 討議録第十二卷

夫を相手方として盗み取られた物の訴訟されるときには、仮令その訴訟も亦先行する夫と妻の間の組合関係に瑕疵の原因を持ったと見られるとしても、全額に対して有責判決されるべきである。蓋し故に悪い契約及び不法行為因り源を発するからである。

53 ヘルモゲニアヌス 法の省略集第一卷

法を云うことに従順でない者達の出頭拒否は争訟の有責判決によって懲められる。

§ 1 三回の告示が公示されるか三回の代りに俗に破壊的と呼ばれる一つが公示されて、文字で召喚された者が、自己の出席を為すことを軽蔑する者は出頭拒否である。

§ 2 不健康或はより大きな原因の職業が防禦する者は出頭拒否の罰を受けない。

§ 3 服従しなければならぬ際に恭順でない者、即ちこの者に恭順であることを否定する者の裁判権に関する者でなければ、出頭拒否とは見られない。

54 パウルス 見解録第一卷

防禦されない被後見人及び公の事の原因で不在の者、或は二十五歳未満の者に反して破壊的な公示がされても何等重要性を持たない。

§ 1 より大きな講堂へ召喚された者が、取り掛られた争訟を見放したときには、出頭拒否とは見られない。

55 ウルピアヌス サビヌス註解第五十一卷

審判人が以降同時に判決を云ったがその後審判人であることを思い止まった。そして同時に或はより多額の或はより少額の有責判決した審判人はそれ以上自己の判決を訂正することができないという法を我々は使用する。というのは同時に、悪く乃至良く職務を執り行なったからである。

56 同人 告示注解第二十七卷

故マルクス帝の談話の後には、事件が判決され或は宣誓によつて決済され或は法廷に於いて自白が為された後には何事も問われない。蓋し法廷に於いて自白されると、判決として看做されるからである。

57 同人 討議録第二卷

二十五歳未満の審判人由り与えられた判決が有効であるかどうか若干の者が諮問した、「そして十八歳未満の者でなければ、その者に由り云われた判決を保護するのが極めて衡平である。少くとも未成年者が官吏として管理するときには、その者の裁判権は否認されないと云われるべきである。偶々その者に対して同意する者達が知っている間に同意に基づいて未成年の審判人が賦与されたときにも、判決が有効であるが極めて正しいと云われる。それだから未成年の法務官、執政官が法を云い又は判決を持ち出したときには、有効であろう。というのはその者に官吏の職を与えた皇帝は、すべてを管理するよう裁決するからである。

58 同人 討議録第七卷

何等の判決も先行しなかつた際に、質物が捕獲され売られたときには、撤回されることができ。

59 同人 全法官席論第四卷

審判人が金額を判決に於いて表現し、弁済され或は担保されることを命令し或は何か他の文言でこれを表示したときには、金額に於いて足りる。

§ 1 たとえ判決に於いて金額が付加されなかつたとしても、にも拘らず金額を請求する者が表現し、そして審判人が「請求されたものを弁済する」或は「請求された額を」と述べるときには、判決は有効であるとより以上に書簡解答された。

§ 2 勿論元本の有責判決を為す者が、しかしながら利息について「これが成立しているときには、利息の」或は「成立しているものが、履行されるために」というように宣告するのは、適法に宣告するのではない。というのは利息についても審理しなければならず、そして確定の有責判決を為さねばならないからである。

§ 3 或者が破壊的な告示に基づいて死亡後に有責判決されたときには、判決は有効ではない。蓋し被告の死亡によつて破壊的な告示は解除されるからである。順つて原状に於いて原因について吟味が履行され最善のものを顕示したこのために、法定される。

60 ユリアヌス ディゲスタ第五卷

訴訟当事者達のうちのもう一方の者が熱があつて退去し、審

判人がその者の不在中に宣告した際には、法上宣告したと見られるかどうか問われた。由々しい習俗によって、更に訴訟当事者及び審判人の意に反しても期日を猶予すると同人は解答した。しかしながら訴訟されるべき各々の事件の障害であるものが由々しいと判断されるべきである。ところが争訟する者に何が寧ろ障害であるのか、自然に反する身体の運動か、体熱と呼ぶものか？ 随って事件の判決された時、訴訟当事者のうちの一方の者が体熱を持ったときには、事件が判決されたとは見られない。にも拘らず何かあるもの及び体熱の相異もあると云われることができる。何故なら或者が他の時には健康で且丈夫であるが判決時極めて軽い体熱で罹ったとき、又は或者が並びに古い四日熱を持ち、その結果そのすべての業務に於いて残存するのが常であるときには、由々しい習俗を持たないと云われることができるであろう。

61 同人 ディゲスタの第四十五卷

判決の訴訟に於いては、この者のために最初の被告が有責判決された者の考慮が最初にされてはならない。

62 アルフェヌス・ヴァルス ディゲスタのパウルスに由る省録集第六卷

審判人が、誤って判決したときに、同一日に再度判決することができかどうか問われたので、同人はできないと解答した。

63 マルケル 控訴論第二卷

一方の者の間で判決された事件は他の者に先決判決とならな

いと頻繁に勅法で制定された。にも拘らずこれは若干の区別を持つ。何故なら一方の者の間で云われた判決は或る場合には更に知っている他の者に妨げであり、或場合には逆に更にもし自身に不利に判決されたとしても、何等害とならないからである。何故なら知っている者にも何等先決判決とならないからである。例えば負債者の二人の相続人のうちの一方が有責判決されるときがそれである。何故なら更にもし自己の共同相続人を相手方として訴訟されることを知っているときでも完全な防禦があるからである。同様に二人の請求者のうちもう一方が勝たれて(判決を)取得したときには、もう一方の請求者に先決判決されない。そしてそれは次のように書簡解答された。もう一方の者の間で云われた判決は、或者が、この件の訴訟或は防禦が最初に自己に成立するその件について、次に訴訟することを受認する際には、知っている者に妨げである。例えば負債者が質物の個有権について(訴訟を)試みるのを受認したとき、又は夫が義父或は妻が嫁資に於いて受領された物の個有権について、(訴訟を試みるのを)受認したとき) 又は売主が購入された質の個有権について(訴訟を試みるのを) 占有者が受認したときがそれである。そしてこれは夥しい勅法に基づいてこのように理解されるべきである。しかしながら何故勿論知がこれらの者に害となり、逆に上記の者に害とならないかは、彼の理由である。自己の共同相続人が訴訟することを知っている者は、その者が個有の訴訟を使用することを望み或は防禦を使用することを禁止するこ

とができないということである。逆に以前の所有者が原因を防禦するのを受認する者は、それ故知の故に仮令一方の者の間で判決されたとしても、事件の前加文によって撃退される。蓋しその者の意志因り訴訟する者の人格に基づいて持った権利について判決されたからである。何故なら私の被解放者が私の介入する所で奴隷或はもう一方の者の被解放者と判決されたときにも、私には先決判決される。ティティウスの土地が君由り私へ所属すると私が云うときには異なる原因である。何故なら私が知っている所でティティウスに不利に判決されたとしても、にも拘らず私は何等先決判決を受けない。蓋しティティウスが勝たれたその権利に基づいて私が権利主張するのでも、共同相続人についても上で我々が云ったように、自己の権利を使用しないよう私がティティウスに介入することができないからである。

64 スカエウオラ ディゲスタ第二十五卷

事務管理の有責判決された者が控訴しそして長期間業務が熟考された。その者の控訴によって不法な宣告されたか、それともより遅鈍に判決されたことで、中間時の金銭の利息が有責判決へ導かれることが義務付けられるかどうか問われた。陳述されたそのことに従えば準訴訟が賦与されるべきである。

第二章 自由について

1 パウルス 告示註解第五十六卷

宛も自己の判断で有責判決されるかのように自由は判決の代

りである。

2 ウルピアヌス 告示註解第五十八卷

法を知らなかったのでなければ、錯誤する者は白状しない。

3 パウルス プラウティウス註解第九卷

更にもし物の性質に於いてなかったとしても、全ゆる方法で有責判決された遺贈の義務を自分は負うと自白したことは確定とユリアヌスは述べる。既に性質由り後退したときにも、にも拘らずその者の評価に対して有責判決される旨である。蓋し自白は判決として看做されるからである。

4 同人 プラウティウス註解第十五卷

この者を相手方としてアクィリア法で訴訟される者が、奴隷を殺害したと自白したときには、殺害しなかったとはいえ、にも拘らず人間が殺害されたときには、自白に基づいて拘束される。

5 ウルピアヌス 告示註解第二十七卷

自分がスティクスを（与える）義務を負うと自白した者は既にスティクスが死亡したのであれ、争点決定後に死んだのであれ、有責判決される。

6 ウルピアヌス 全てのの法官席論第五卷

確定額を自白した者は判決の代りであるが、不確定額を（自白した者は）ないであろう。

§1 或者が不確定なものを自白するか或は物体（例えば）スティクス或は土地を自分が与えるべきであるか自白したときには、確定のものを自白すると押されなければならない。同様に

物を自白した者は、その結果確定額を自白することとなる。

§ 2 しかし私が土地が私のものであると権利主張し、そして君が自白したときには、私の所有（権）の土地であると宣告されたのと等様に君は看做されるであろう。何であれ他の市民法上の或は名譽法上の訴訟によって或は提示的或は返還的或は禁止的特示命令によって、或者が訴えられる間に、訴えられるときにも、これらすべてに於いて法務官は故マルクス帝の談話の意志に追従しなければならず、そして或者が自白した「全べてのことは」判決として看做すと云われることができる。随つて「物を返還すべきこと」に関して期日が賦与されるこれらの訴訟に基づいて、自白すると返還に関する期日が賦与され、そして返還されないときには、争訟が評価されるであろう。

§ 3 或者が相手方の不在の間に自白したときには、判決として看做されてはならないかどうか、考えて見られるべきである。蓋し勞務について誓う者は債務を負わないし、或者が不在の間には有責判決されないのが常であるからである。少くとも委託事務管理人後見人又は保佐人が現在すること足りる。

§ 4 しかし委託事務管理人或は後見人或は保佐人自身も白状すること足りるかどうか、我々は考えて見よう。そして私には足りると思わない。

§ 5 被後見人に於いては（自白について）後見人の授權を我々は要求する。

§ 6 自己の自白由り我々は未成年者を（原状）回復する。

§ 7 自白した者に兎角自白後恰も判決の原因に基ずくかのやうに期間を持つてであろう。

7 アフリカヌス 質疑録第五卷

信託遺贈が請求される際に、相続人が義務を負うと、自白した返還に関して賦与された裁定人は、何ものも義務付けられないことを確知した。免訴することができるかどうか問われた。如何なる原因で何事も義務付けられないが差異があり得ると私は解答した。何故なら何等信託遺贈がなかったことのためかには、その者を免訴してはならないからである。逆に遺贈が偶々弁済不能であつたので、又は相続人が法務官の面前ですべてが弁済されたと云つたので及び紛争及び通算が比較的困難であつた際に、裁定人が賦与されたときには、健全な職務によつてその者は免訴されるべきである。というのは通算に於いて何ごとも発見されないときには、免訴することができるというものはその者の役割であるからである。しかし上の事例に因つても免訴されるためには、（相続人を）法務官へ委棄しなければならぬ。

8 パウルス サビヌス註解

物の性質中にあるかどうか不確定である物の名義で、全ゆる方法で自白した者が有責判決されてはならない。

第三章 財産の讓歩について

1 ウルピアヌス 告示註解第十七卷

建築物の回復のために貸与した債権者には取立ての特権が賦

与される。

2 同人 告示註解第二十一卷

対人訴訟に於いてその後勿論契約した者は、実にそれらの者の金銭が最初の債権者達へ達するためには、それらの者の地位を承継する。

3 同人 告示註解第五十八卷

財産を譲歩した者は、物の売却前には兎角自己の財産なしですますわけではない。その故に自分が防禦することを用意したときには、その者の財産が売られない。

4 同人 告示註解第五十九卷

財産を譲歩した者が、何か或るものをその後取得したときには、支払うことができる額に対して訴えられる。

§ 1 サビヌスとカッソウスは財産を譲歩した者は、勿論その者が義務を負う他の者達由に、騒がされることのできないようと思つた。

5 パウルス 告示註解第五十六卷

財産を譲歩したことを後悔する者は、自己を防禦してその者の財産が売られないようにするために、追跡することが出来る。

6 ウルピアヌス 告示註解第六十四卷

自己の財産を譲歩した者が、自己の財産の売却後に取るに足らない何か或るものを取得したときには、再度その者の財産は売られない。故にどこからこの容態を我々が評価するのか、取得されたそのものの量由りかそれとも逆に質由りか？ そして

私はその者が取得したもののそれは量由り評価されるべきであると思ふ。或るものが憐憫の原因でその者に残されたとき、例えば月或は年の扶養の名義で残されたときに、我々が彼のことを知っているなら、このことの故にその者の財産は繰返して売られるべきではない。というのは日常の扶養によって欺罔されるべきではないからである。これ因りその者に扶養の名義で充分であると同額が収取される用益権がその者に許し与えられ或は遺贈されたときも同一である。

7 モステイヌス パンデクテン第二卷

負債者の財産が売られたときには、債権者の申請によつて自己のものを得る迄、再度同一の負債者の財産が売られることが許可される。にも拘らずこれによつて法務官が動かされることのできるかような資金が負債者に取得されたときである。

8 ウルピアヌス 告示註解第二十六卷

〈負額を認容する〉有責判決される、或は法廷に於いて自白する前に財産を譲歩した者は、聞き届けられてはならない。

9 マルキアヌス 法学提要第十五卷

財産は単に法廷ばかりではなく、しかし更に法廷外でも譲歩されることが出来る。そして使者を通じて或は手紙を通じてもそれが宣告されるに足りる。

第四章 如何なる原因に基づいて占有へ行かれるか

1 ウルピアヌス 告示註解第十二卷

物保全の原因で、同様に遺贈保全のために及び胎児名義での、これに基づいて占有へ送られるのが常である三つの原因がある。というのは未発生損害の名義で担保が与えられないときには、総体の名義に於いて移送が為されるのではなく、単にこれについて損害が恐れられる物の名義だけであるからである。

2 同人 告示註解第五卷

「審判手続に出頭する原因で保証人と与えた者の財産中に、その者が自己の権力を為さず、防禦されないときには、行かれることを私は命令する」と法務官は述べる。

§ 1 しかしながらその者の相手方が自己の富を持たないようにするために、それを行なう者が、自己の権力を為さない。故に隠れている者の財産が占有されることを（法務官は）命令する。

§ 2 もしその者が隠れているのでなく、却って不在で防禦されないならば、自己の資格を為さないと見られないのか？

§ 3 しかしながら自己の不在であることを通じて何等相手方の状態を劣悪に為さない者は、防禦されると見られる。

§ 4 「防禦される」というこの言葉は拡大して書かれた。その結果防禦が持続せず害にならないとき、今や提供されないときには、決して防禦したことでは足りないことになる。

3 同人 告示註解第五十九卷

ユリアヌスの著作で次のように、問われた。被後見人の父親がティティウスと共に共有物を持ち、そして共有物分割審判手

続で被後見人が防禦されず、そのことの名義で父親の人格故に、有責判決が為されなければならないことが何事もなかった。父親の財産は売られるべきかそれとも逆に物の保全の原因で占有されるのか、勿論父親が何か或る果実を収取し又は物をより劣悪に為したときには、その者の財産は売られることができる。ユリアヌスは述べる。逆にこのことの故に父親の財産が売られることが何もないときには、被後見人に占有される。しかしながらその者の成熟を待つて、被後見人を相手方として何等契約しなかった者は非常に不衡平であるとマルケルスは註記する。この見解は理由を持つ。順って契約が父親の人格因り由来する際には、被後見人の成熟が待たれるべきではないと云われるべきであろう。

§ 1 その者の奴隷を相手方として契約されたときにも、被後見人を相手方とする契約が云われることができる。というのはその者に向つて特有財産についての訴訟が成立するからである。その故に被後見人に向つて訴訟が賦与されるすべての原因に基づいてこれと同一が遵守されるべきことが是認されるべきである。そして又は所有者の命令で又は所有者を相手方として支配人訴訟されることができるときには、所有者の物へ転用した奴隷に於いて、これが是認されるべきことはより容易である。

§ 2 その者の後見人を相手方として契約され、この原因に基づいて被後見人に対して訴訟が賦与されるときにも、恰もそ

の者を相手方として契約されたかのように、告示に余地があるというのがより良い見解である。

§ 3 被後見人が誰か或る者に相続人として出現し、そしてその原因に基づいて遺贈の義務を負うときには、この告示に余地があるかどうか考えて見られるべきである。そして、マルケルスが書いてるように、更に被後見人の財産は占有されることができ、そして寧ろ何を選択するかは名誉ある債権者の裁量中にあるというのがより良い見解である。というのは相続を着手する際には、未成熟者が契約すると見られるからである。

4 パウルス 告示註解第五十八卷

しかしかかわり合った者も、契約すると見られる。

5 ウルピアヌス 告示註解第五十九卷

しかしながら「後見人又は保佐人に由るのであれ」被後見人が後見人を持つのであれ、持たないのであれ、被後見人が誰に由るのであらうと防禦されないときには常に、これは余地を持つ。その他に防禦する用意した誰か或る者が存立するときには、物保全の原因で占有は行なわれないであらう。

§ 1 被後見人が防禦されないことが知られていなければならず、そしてこのように財産の占有を許可するためには、法務官に明瞭でなければならぬ。しかしながらこのことは次のように知られていなければならぬ。被後見人の後見人達が、防禦するために、法務官の所へ召喚されるべきである。しかしながらその者が後見人達を持たないときには、血縁者或は姻戚関

係にある者を尋ねそしてこれらの者が偶々他の者であるときには、これらの者は或は近親関係の故に或は愛情の故に或は何か他の理由で被後見人被後見女の防禦が任されるべきでないというのが本当らしい。更に被解放者はこの者が適當であるときには、召喚されそして防禦が要求されるべきである。又は自分が防禦することを否定し又は否定しないが、しかし黙するとき、その時には無論長期間、即ち防禦されない間法務官が占有を賦与するであらう。被後見人又は被後見女が防禦され始めるときには、占有されること、が思い止まる。狂人に於いても同一である。

§ 2 法務官は述べる。その被後見人が自己の後見へ来又はその被後見女が結婚適齢であつて防禦されるのが適法であるときは、財産を占有する者達が占有から立ち退くことを私は命令するであらう。

§ 3 防禦されるのが適法であるとは、何であるか、単に自己の可能性を為し審判手続を引受けることに關して用意があることだけかそれとも逆に全ての方法で満足を与えることか我々は考えて見よう。そして勿論自己に由り或は誰であれ他の者に由り唯自分で自身で防禦することを望む者についてこの告示が書かれただけではなく、しかし他の者が防禦するときにも、満足を与えることが必要であらう。自身がのときには、満足を与えることが必要のとは私は思わない。故に防禦が提供されると、特示命令が与えられることによって追いつ出されることができるであらう。

6 パウルス 告示註解第五十七卷

条件付で金銭がその者に確約されたときにも債権者が占有中へ送られるのが常である。

§ 1 被後見人の及び公の事の原因で悪意なしで不在である者のものを除いて、この者の財産が債権者に由って占有された者のものも売られると云われる際には、悪意で不在である者のものは売られることができる。我々は理解する。

§ 2 或者が敵に由って捕獲されたときには、その者の債権者は占有中へ送られるべきではない。にも拘らずその結果即座に財産の売却は許可されず、却って中間時に財産の保佐人が賦与される。

7 ウルピアヌス 告示註解第五十九卷

物の保全の原因で占有中へ送られた債権者達はこれらの物由り他の者に義務を負わないとフルキニウスは判断する。

§ 1 「欺罔の原因で隠れた者は、善良な男の裁定によって防禦されないときには、その者の財産が占有されそして売却されることを私は命令するであろう」と法務官は述べる。

§ 2 この告示が余地を持つ際には、隠れることでは足りず、却って欺罔の原因でそれが為される必要がある。隠れることなしに欺罔の原因が為されることは、占有及び売却に関して充分ではなく、却って欺罔の原因で隠れるべきである。そしてこれは占有の最も頻繁な原因である。何故なら習慣上隠れる者の財産は占有されるからである。

§ 3 或者が隠れなかったのに、恰も隠れた者のように誰か或る者の財産を占有し、売却したときには、ねらわれた財産の売却が無効であると云うのが首尾一貫しているであろう。

§ 4 しかしながら何が隠れることであるか、我々は考えて見よう。隠れることは、キケロが定義するように、自己の不道徳な隠匿ではない。というのは或者は不道徳の原因からでなしに隠れることができるからである。例えば専制政治の残忍又は敵の力又は国内の謀反を恐れる者がそれである。

§ 5 しかし欺罔の原因で隠れる者は、たとえこの隠れることが債権者達を欺罔するとしても、にも拘らず債権者の故ではなく、にも拘らずこれらの者にその者の財産が占有されることのできないという原因中にあるであろう。蓋し債権者を欺罔するためという意思で隠れるのではないからである。というのは如何なる意思で隠れるか、債権者を欺罔するためかそれとも他の原因に因るか、隠れる者の意思が問われるからである。

§ 6 隠れる原因を二つ或は多数持ち、これらの間に更に債権者を欺罔する（原因が）あるときには、一体どうなるのか？ 売却が役立つのは適法か？ そして隠れることの多数の原因があつて、これらの間に欺罔の原因もあるときには、ここから財産が売却されることは害とならねばならずなり得ることが是認されるべきである。私は思う。

§ 7 もし若干の者に向つて身を隠すことが故意ではないが、若干の者に向つては故意であるならば、我々は何を云うのか？

そして必ずしも全すべての者に向つて隠れることが要求されるべきではなく、却つて或者が隠れることで欺き、欺罔することを決心する者に向つてである。とポンポニウスが書いているのは最も適法である。故に隠れるので、全すべての者、即ちその者が隠れるのは真実であるので、この者達に向つて隠れない者達も更にその者の財産を売却することができるのか、それとも逆にこの者に向つて隠れる者だけか？ そしてたとえ私に向つて隠れないとしても勿論その者が隠れ、しかも欺罔の原因で隠れることは真実である。しかし私に向つてかどうかという点が顧慮されるべきであつてそしてこの者に向つて隠れた唯その者だけがここから売却を願ひ出ることができるとポンポニウスは思う。

§ 8 しかしながら隠れることは、宛も常習であることが頻繁に為すことであるように、何か或る延長を伴つて潜伏することである。

§ 9 しかしながら或る程度隠れることは身を隠す者の意思と効果を熱望する。その結果自己のものでない者は身を隠されない。狂人はここから売却を受認することができないと云われるのは適法である。

§ 10 確かに狂人が防禦されないときには、保佐人がその者に与えられるべきであるか、又はその者の財産が占有されるために、名指しで許可されるべきである。しかしながら狂人の保佐人又は防禦者が発見されるときではなく、却つて与えられた

保佐人がその者を防禦しないとき、その時にもその者は取り除かれるべきであり、必要より以上に狂人の財産因り売られないために、債権者達因り誰か何る保佐人を法務官が与えるべきである。とラベオは書いている。そして胎児が占有中へ送られる際には遵守されるのが常であることが遵守されるべきであるとラベオは述べる。

§ 11 確かに他人の銅が差し迫つていて、猶予が損害を債権者に持参するときには、時にはその者の財産は原因を審理して売却されるべきである。しかしながら残存する者が狂人に与えられる旨で売却されるべきである。蓋しこの者の人間の身分及び素質は被後見人の条件由り夥しくへだたつていないからである。勿論これは理由なしではない。

§ 12 そして浪費者に於いても、保佐人の助力で支持されるその他の者に於いても同一が云われるべきである。というのはある人がそれらの者が隠れると云うのは適当でないからである。

§ 13 或者が同一都市中であつて隠れることができるが、他の都市にあつては隠れることができないことが知られるべきである。というのは他の都市中であつて、公に自己の可能性を為しそしてその場所に現われる者が、隠れるかどうか我々は考へて見よう。或者が同一の場所で行動するのであれ、外国で行動するのであれ、にも拘らず債権者の遭遇を避けるときには、隠れると見られるというこの法を今日我々は使用する。要するに同一の公の広場中で行動する者も亦支柱又は停車場の周りで身

を隠すときには、隠れると見られると古人は解答した。そして
或者はもう一方に向つては隠れるが、他方の者に向つては隠れ
ないことができる。しかしながらその者がこの者に向つて隠れ
る者自身はその者の財産を売却することができることが知られ
ている。

§ 14 期日或は条件付きの負債者が隠れるときには、期日
或は条件が到来する以前には、その者の財産を売却すること
ができない。或者が負債者でないかそれとも未だ訴えられること
ができないかは、一体何の差異があるのか？ 何故なら負債者
でないときにも、我々は同一と云うからである。或者が勿論訴
訟を持つが、しかし抗弁を通じて撃退されるようなものである
ときにも、同一が云われるべきであらう。

§ 15 息子或は奴隷の名義で特有財産についての訴訟によつ
て訴えられることができるときに、隠れるときには、たとえ特
有財産中に何もものもなくとも、その者の財産は占有され、売却
することができるという法を我々は使用する。蓋しあり得るか
らであり、あるかそれともないかは事件が判決される時を我々
は顧慮するからである。そして更にもし何ものも特有財産中に
なくとも、訴訟が拘束するからである。

§ 16 同様に或者が対物訴訟に向つて隠れるときには、その
者の財産が占有されそして売物として与えられることができる
かどうか我々は考えて見よう。財産が売却されるべきであると
判断するネラティウスの見解が存在する。そしてこれはハドリ

アヌスの書簡解答に包括され、我々はこの法を使用する。

§ 17 しかしながら私が請求することを望む土地をティ
ウスが占有し、不在で防禦されないときには、その者の財産が
占有されるよりも自分が土地の占有へ送られるべきであると判
断する方がより有利であるとケルススはゼクストスに解答した。
隠れる者についてではなく、却つて不在の者について諮問され
てケルススがこれを注解した。

§ 18 この者由り私が相続財産を請求することを望む者が隠
れるときには、その者が相続人として或は占有者として占有す
る物の占有中へ私が送られることが、為され得るとするのが最
も有利であると同じケルススが判断する。しかしその者が占有
しないことを悪意で為したときは、その者の財産が占有され売
却されるべきである。

§ 19 故ピウス帝も亦相続財産を占有隠遁する中に人前をは
ばかる者の人格に於いては相手方が相続上の物の占有へ導入さ
れるべきであると書簡解答した。この書簡解答に於いて相続財
産占有者の過度の出廷拒否を通じて、その者の利得を譲歩する
ために、相続上の物の占有へ導入された者が果実も収取するよ
うに同帝は命令した。

8 同人 告示註解第六十卷

相続人が存在するかしないか長期間不確定であるときには、
原因が審理されて物の保全の原因で財産を占有することが許可
されるべきであらう。そしてこのように事件が或は財産の条件

が急迫するときには、更に保佐人が設定されるというこのことが許し与えられるべきであろう。

9 パウルス 告示註解第五十七卷

(保佐人は)債権者達のうちの一人(である)。

§1 相続人達のうちの一方が自己に履行された与えられた期間内に相続を着手することを熟慮するが、逆に他方の者が自分が着手すべきことを否定するときには、債権者達によって何が行なわれるべきか考えて見られるべきである。そして自己の部分で認容するかそれとも認容しないかを熟慮する者が現われる迄、中間時にその者は保管の原因で占有中へ送られるべきであると定められた。

10 ウルピアヌス 告示註解第八十一卷

被後見人が現在するが、しかしながら後見人を持たないときには、不在として看做されるべきである。

11 パウルス プラウティウス註解第八卷

家子に遺贈或は信託遺贈が条件付きで残されたときには、父親と同様自身が占有中へ送られるべきであると云われるべきである。蓋し双方は有利の期待を持つからである。

12 ポンポニウス クイントス・ムキウス註解第二十三卷

遺贈の或は信託遺贈の保全の原因と共に、或は未発生損害の担保が我々に与えられないので、法務官は財産を占有することを許可するか或は胎児の名義で占有中へ我々を送る。我々が占有するのではなく、却って寧ろ物の保管及び観察を(法務官が)

我々に許し与える。

13 ポンポニウス 解答録第十四卷

属州の地方総督に由り皇帝の審理へ委棄された者は、たとえその他の争訟に於いてローマで自己を防禦することを強要されないとしても、にも拘らず属州に於いて防禦されるべきである。何故なら防禦者が存在しないときには、一時的追放で罰せられた者の財産も売られるからである。

14 パウルス 質疑録第二卷

債権者が負債者の財産に立入るのを或者が禁止したときには、その物がどれだけの額であるかという訴訟がその者に対して賦与される。

§1 しかし或者が遺贈保全の原因で占有中へ送られて承認されなかったときにも、遺贈の条件が成否未定のときには、行なわれることができなはいえ、にも拘らず遺贈されたものが評価される。蓋し担保を持つことにその者の利害があるからである。

§2 しかしながら財産を告示に基づいて売却することができる者が送られるので、条件付の債権者は占有中へ送られない。

15 ウルピアヌス 信託遺贈第六卷

交換された物を受領した者は、買主に類似している。物が弁済されて受領した者、或は争訟が評価されて保持した者或は問答契約の原因に基づくが解放されないことのために追跡した者

も同様である。

第五章 審判人の授權によって占有され

乃至売却された物について

1 ガイウス 属州告示註解第二十三卷

各人が防禦されなければならない場所、その場所で財産が売られるべきである。即ち、

2 パウルス 告示註解第五十四卷

その者が居所を持つ場所で、

3 ガイウス 属州告示註解第二十三卷

又は各人が契約した場所で、しかしながら兎角業務が行なわれたその場所ではなく、却って金銭が弁済されるべき場所で契約されたと理解される。

4 パウルス 告示註解第五十七卷

奴隷が条件付きで相続人として創設されたか又はその者が将来に相続人で且自由人であるであろうかどうか疑われたときには、債権者の申請によって、確定期日前にその者が相続人として出現しなかったときには、その者が相続人としてこのように創設されなかったときと等様にすべてが遵守されるという旨で、裁かれるのは不衡平ではない。条件付きで（奴隷が）誰か或る者に与えられた金銭の相続人として創設され、期日が付け加えられなかったときには、このことは大概起る。しかしこれは財産の額に関してこのように遵守されるべきである。その他には更

にもし將に相続人、遺産占有者であるであろうことが確定でないとしても、自由がその者にいつか成立し、そして法務官に由り守護されるべきであるからである。にも拘らず或者が自分が相続人であると誓約することにより或は訴訟を受認することによって死者を防禦するときには、死者の財産は売られることができない。

5 ウルピアヌス 告示註解第六十卷

保佐人を持つ二十五歳未満の者が保佐人に由り防禦されず、他の防禦者を発見しないときには、自分には適当な防禦者でない者が欺罔の原因で隠れるとは見られないとはいえ、財産の売却を受ける。

6 パウルス 告示註解第五十八卷

両親の相続財産を保持することが被後見人に好都合にならないときには、有り余ったものが被後見人に返還されるために、法務官は死者の財産が売られることを許可する。

§ 1 被後見人が（相続を）遠ざける前に何か或ることを行なったときには、兎角善意で行なったならば、保全されるべきである。

§ 2 その者が若干の債権者達に弁済し、次いで財産が売られるときには、一体どうか？ 返還請求があるかどうか問われるときには、もう一方の者の又は懈怠又は貪欲が注意深かったこの者に害とならないようにするために、原因に因りそれは法定されるべきであるとユリアヌスは述べる。もし（私と君の）

両者が共に差し迫るときに偏愛する後見人が君に弁済したならば、又は最初に同一の割合が私に取得されるか又は君が受領したものが共有化されるべきは衡平である。そしてこれをユリアヌスが述べる。しかしながら父親の財産因り弁済されたときには、同人が話すことは明瞭である。或る他の方から被後見人が弁済したときには、一体どうなるのか？ その者に返却されなければならぬか否か？ そして債権者由りかそれとも相続財産因りか？ 何か或るものが財産中にあるときには、事務を管理する者の例に倣って全額が相続財産因に控除されるべきであると我々のスカエヴォラは述べる。しかし何ものも財産中にならぬときには、恰も非債弁済のように、債権者に向って返還請求訴訟が賦与されるべきである。

7 ガイウス 属州告示註解第二十三卷

更にこれについて死者を相手方として訴訟されることができないものも、相続財産の他人の銅と理解される、例えばその者が死亡する際に、自分が与えるであろうと確約したものが、同様に死者のために保証した者が、その者の死亡後に弁済したものがそれである。

8 ウルピアヌス 告示註解第六十一卷

財産の売却へ更に利益権も来る。蓋し所有者の呼称によって収益権者も亦包含されるからである。

§ 1 或る果実を負債者の地所因り取得されることができたときには、地所の占有中へ送られた債権者はこれを売却或は賃

貸しなければならぬ。しかし以前に売られず賃貸されなかったときにだけ、これはこのようである。何故なら既に負債者により或は賃貸され或は売られたときには、たとえより少額で売られ或は賃貸されたとしても、債権者の欺罔に於いて、これが為されるべきを除いて、法務官は負債者に由り為された売却及び賃貸を保全するであろう。というのは法務官はその時には債権者達に裁定を与え、その結果新たに賃貸或は売却を為すからである。

§ 2 その他の物の果実についても亦同一が云われるべきであり、その結果或ものが賃貸されることができるときには、賃貸される、例えば奴隷の或は役畜及び賃貸されることができその他のものの賃銀がそれである。

§ 3 法務官は賃貸の時期について何事も話さなかった。そしてそれ故に何時の時期に賃貸するか自由な裁量が債権者達に与えられたと見られる。宛も無論悪意なしで、売却或は賃貸することがそれらの者の裁量中にあるようなものであるが、しかしながら過失因り被告のものと成らない。

§ 4 財産を占有する者が一人であるときには、賃貸については容易であろう。もし一人でなく却って多数であるときには、それらの者の誰が賃貸或は売却しなければならぬか、問われる。そして勿論それらの者達の間で合意したときには極めて容易である。何故ならすべての者が賃貸することもでき、一人の者にこの業務を与えることもできるからである。逆に合意した

いとき、その時には法務官は原因を審理して、誰が賃貸し或は売却するかを選択しなければならぬと云われるべきである。

9 同人 告示註解第六十二卷

「或者が財産の占有中であつた際に、その名義で果実として取得したものを、その物が所屬する者に返還しないときには、悪意なしで、費用として要したものがその者に履行されないのであれ、その者の悪意で占有の原因がより劣悪に成つたと云われるのであれ、私はその物（件）について事実審判手続を賦与する」と法務官は述べる。

§ 1 果実について（法務官が）述べることは、更に何であれ負債者の物因り帰するその他のものについても、理解されるべきである。そして実際にこれはこのようであらなければならぬ。協約或は他の事例に基づいて罰金を得るときには、一体どうか？ 何故なら得たその罰金を履行しなければならぬからである。

§ 2 「乃至費用の名義で悪意なしで為したものは、その者に履行されないであろう」と法務官が述べることを、このことを債権者自身が費消したもの、これは悪意なしで費消したときに限り、その者に履行されるということから考察する。随つて更にもしその者の費消が負債者の物に何等有益でないとしても、悪意なしで費消したこと足りる。

§ 3 「その物がこの者に関わる」というこの文言から更にその者の財産が売られないことが起るときには、財産の売渡の

ために与えられた保佐人及び負債者自身が包含されるであろう。従つて次の場合には債権者自身には我々が数え上げるこれらの者に向つて果実收取に於いて費消したものであれ、奴婢の扶養及び世話に於いて或は地所の支持或は復旧に於いて或は未発生損害の確約することに於いて或は奴隷を加害審判手続で防禦することに於いて或はその者が奴隷を保持すると同程度に与えることが好都合になるときに限り、訴訟が賦与されるであろう。奴隷を加害審判手続で防禦することに於いて、消費したものであれ、もし与えることが好都合であるならば、その者は返還請求すべきでないというのが首尾一貫してゐるであろう。

§ 4 更に一般的に悪意でなしに費やしたときに限り、物に對して費やしたものが何であれ、その者は返還請求することができる。何故なら組合員が共有の建築物を支えたときと同程度に、事務管理の訴訟することができる。蓋しこの者には共通の債権者も亦他人の業務を管理したと見られないからである。

§ 5 それに加えて債権者の悪意なしで地所がより劣悪と成り、或はそれらの諸権利が喪失され或建築物が引き倒され、或は焼き払われたとき、同様に奴婢及び家畜の世話が行なわれず、又は占有が他の者に引渡されたときに、にも拘らず悪意なしならば、拘束されるかどうか問われた。そしてその者が拘束されないことは明瞭である。蓋し悪意に欠けているからである。單に悪意ばかりでなく、実に亦過失の義務をも負う質に於ける債

権者のそれよりも、その者の条件はより良好であるであろう。財産の保佐人の原因も同一である。何故ならその者も債権者のように拘束されるからである。

§ 6 地所の果実を賃貸もせず売却もしなかった者に対しては、法務官は事実訴訟を賦与し、そしてこのことの故にどれだけ少なく収取されたかに対して有責判決されるであろう。蓋し売却もせず賃貸もしなかったからである。その他には果実が賃貸され或は売渡されたなら、収取されるであろうと同額が収取されたときには、何事もその者には帰せられないであろう。しかしながらそこで占有から退去された限り、或は自身が或はその者の命令で他の者が占有中であつた期間の単にそれだけを通じて、その者は担保する。何故なら占有中へ来ないので、これは債権者に帰せられず、債権者が自発的なとして寧ろ自己の事務を管理する際に、占有から退去したので、彼のことも帰せられないからである。しかしながら（訴訟を）試みる者の利害のある評価が為される。

§ 7 これらの訴訟は一時的ではなく、そして相続人達及びその他の承継人に対してと同様に相続人に賦与される。

§ 8 占有の原因が占有中へ送られた者の悪意でより劣悪に為されたときと云われるときには、悪意に基づく訴訟がその者に対して賦与されるが、これは不法行為因り由来しそして罰金の名義で起草されるので、一年後には賦与されず、相続人及びその他の承継人に対して賦与されないであろう。

10 パウルス 告示註解第五十九巻
その者へ達した額でなければ、

11 ウルピアヌス 告示註解第六十二巻

しかしながら相続人には賦与されるであろう。蓋し物の追求訴訟を包含するからである。

12 パウルス 告示註解第五十九巻

債権者のうちの一人が負債者の財産中へ自分が送られることを申請するときには、唯請求する者だけが占有することができ、それとも一人が請求して法務官が許可する際には、すべての債権者達によって、着手されたのか問われる。そして法務官が許可した際には、債権者達にというよりもむしろ唯請求する者の人格に、物に対しても許可されたと見られるとより有利に言われる。これをラベオも是認する。自由な人格が他の者のために取得するとは見られないであろう。蓋しこの者に法務官が許可する者は自己のために或るものを取得するのでなく、却って何か或ることを指令通りに為し、そしてそれ故にその他の者にも亦有益である。確かに債権者でない者が申請したときには、或は債権者である者が占有することができると決して云われるべきではない。蓋しかような申請は如何なる意図でも行なわなかったからである。この者に占有することが許可された債権者がその後自己の負債を受取ったときには、異なっている。というのは財産の売却を実現することがその他の者にもできるからである。

§ 1 占有することを命令される者は、その世話が命令する者に関わるその場所で命令されたと見られる。

§ 2 (例えば地所が氾濫されたときのように) 物の性質の故に、又は追い剥ぎの勢力の故に占有することができないときには、占有されるものがないと云われるのが適法である。

13 ガイウス 屬州告示註解第二十三卷

仮令偶々占有されるものが何もなかったか又は紛争なしには占有されないので、財産が占有されなかったとしても、占有に對して送られた債権者は、更に財産が占有されなかったと等様に看做される。

14 パウルス 告示註解第五十九卷

若干の訴訟が消失したときには、負債者の物の占有中へ送られた債権者によって保佐人が設定されなければならない。

§ 1 負債者の財産因りその者へ達したものについて、占有中へ送られた債権者に対して訴訟が賦与される。未だ何か或るものを得なかつたときには、その者は自己の訴訟を讓歩するであらう。しかしながら事実訴訟がその者に対して賦与され、そして事務管理訴訟へ来る全てのもは、訴訟されることのできる場合には、債権者由り返還されるべきである。

15 ウルピアヌス 告示註解第六十二卷

多数の債権者達が負債者の占有中へ送られる際には、計算が損傷されないようにするために、債権者達のより大くの部分が選択する一人の者にこの業務が債権者達由り賦与されるべきで

ある。私は証書の債権者によって更に概略を作ると思う。その結果自身が証書の文書を書き写すのではなく、却つてこの件についてあるものがどれだけあるかを、自己のために署名しそして恰も目録のように作る。更に総体のものをそれらの者のために作ることが許可されるべきである。それに加えて時々法務官は原因を審理して更に何か適当な原因が介在するときには、証書に基づいて何か或ることを債権者のために書き写すことを許可しなければならないであらう。

§ 1 一度かそれとも更に頻繁に再調査及び検査が債権者達に許し与えられるべきかどうか、我々は考えて見よう。そしてラベオは一度以上は許し与えられるべきでないと述べる。にも拘らず或者が、と同人は謂う、策略の原因で自ら申請せず、そしてその者が論述したことを持たないと誓ったときには、二回以上ではないが、再度その者に作る権力が(与えられる)と同人は述べる。

16 ガイウス 屬州告示註解第二十四卷

負債者の財産が売られる際には外部の者と債権者で且血縁関係にある者の比較において寧ろ債権者で且血縁関係の者が持たれる。にも拘らず血縁関係者より寧ろ債権者であるなら、債権者達の間で、この者により大きな金銭が義務付けられるであらう者がより優勢する。

17 ウルピアヌス 告示註解第六十三卷

この者の財産が売られる者が葬式されたときにだけどうか

葬式の特権を持つのか、それとも更に他の者が葬式されたところが陳述するときにもかと答われた。誰が葬式されたのであろうと、即ちこの者の財産について訴訟されたのであれ、生存するときに、その者がそれを返却することの何等かの義務を負ったのであれ、葬式訴訟によって強要されるべきであるという法を我々は使用して、如何なる訴訟でこの費用が返還請求されるか、葬式訴訟かそれとも家産分割訴訟かそれとも費用が葬式の原因で為されたのであつたなら、何か他の訴訟かという特権に余地があることは殆ど差異がないと我々は云う。随つて葬式の費用のためにどのような訴訟を使用するのであれ、更に葬式訴訟がその者に成立する。その故に葬式の費用が問答契約へ導かれたときには、或者が特権を蹴る原因で問答契約したのではない限り特権に余地があると云われるべきである。

§ 1 許嫁が嫁資を与え結婚が解約告示されたときには、たとえ許嫁自身が嫁資を弁済請求しても、にも拘らず何等婚姻が契約されなかつたとはいえ、特権に関してこれが承認されるのが衡平である。未だ妻でないとはいえ、十二歳未満の女が家の中へ恰も妻のように導かれたときには、更に同一が云われるべきであると思はる。

18 パウルス 告示註解第六十卷

というのはこの女も全額を得ることは公の事の利害があつて、その結果許可される年齢から結婚することができるからである。

19 ウルピアヌス 告示註解第六十三卷

我々もこれらの原因に基づいて婦人自身に特権を与える。

§ 1 或者が後見人でなかつた際に、後見人として事務を管理したときには、特権に余地があることは平易である。管理した者自身が義務を負うか乃至その者の相続人及びその他の承継人であるかは差異がない。しかしながら被後見人自身が特権を持つが、却つてその者の承継人は持たない。しかし恰も不具者或は浪費者であるかのように、これらの者に保佐人が与えられるその他の者も亦極めて衡平であるであらう。

20 パウルス 告示註解第六十卷

或は聾者啞者に、

21 ガイウス 属州告示註解第二十四卷

或は白痴に、

22 ウルピアヌス 告示註解第六十三卷

同一の特権が成立する。

§ 1 しかし或は不在者の或は敵に由り捕獲された者の財産に保佐人が与えられたとき、或は指定された相続人が相続着手について熟慮する間は、特権が与えられるべきでないであらう。というのは同一原因中になからである。

23 パウルス 告示註解第六十卷

誰か或る者が友情の好意に因り未成熟者の事務を管理したときに、その者の財産を売却すると特権が被後見人に守護されなければならぬ。そして私はこのように受諾する。

24 ウルピアヌス 告示註解第六十三卷

胎児に保佐人が与えられ、そして出生子が出産されないうちに、特権は行なわれないであろう。

§ 1 故マルクス帝は次のように告示した。「建築物の回復のために貸与した債権者は、貸与された金銭の中に取り立ての特権を持つであろう」と。このことは所有者の存続する間に買戻人（修復人）に金銭を供給した者にも亦関わる。

§ 2 両替屋の財産の売却に於いては特権の後に金銭と両替台の許に公の信頼に従って寄託した者の原因がより優れていると定められた。しかしというものは貨幣を寄託することによって、利息を両替屋由り受領した者はその他の債権者由り分離されないからであって、至当である。というのは貸与するのは一方のことであり、寄託するのは他方のことであるからである。にも拘らず、貨幣が存在するときには、それらは寄託者達に由って権利主張されることができ、権利主張する者は先取特権にあるであろうと私は思う。

§ 3 これらの者の金銭が特権ある債権者へ達したそれらの債権者達の計算が第一である。しかしながら達したことを我々ほどのように受け止めるのか。より劣等な者由り特権ある者へ即座に完成されたのか、それとも逆に負債者の人格を通じて、「即ち先ずその者に払渡され、そしてこのように負債者のものと成ったものが特権ある債権者に払渡されたときにか？」（へ勿論）（何か或る間隙の後にそれが為されなかつたときに限り）これは隠当と云われることができる。

25 同人 告示註解第六十四卷

「この者の財産が売られた者のその後、に契約されたものは、契約した者が知っている間に、欺罔する故意を受取つたので、その名義で訴訟が賦与されない」と法務官は述べる。

26 パウルス 短い告示第十六卷

船を建築或は築くことに對して貸与した者或は更に購入することに對して貸与した者は、特権を持つ。

27 ウルピアヌス 執政官職務論第一卷

「官吏」が（或者を）信託遺贈の保全の原因で占有中へ送ったときには、遅滞によってより劣悪であるであろうものの売渡に關して裁定人を賦与することができる。このようにその結果これらの売上に因る代金は、信託遺贈から、その者に義務付けられたものが存立する限り、信託受遺者の許に寄託の原因中にあることになる。

28 ヤヴォレヌス 書簡集第一卷

家父が未成熟の息子が成熟前に死んだときに、未成熟の息子に相続人を代襲し、その息子が父方の相続財産から自らを遠ざけたので、従つて父親の財産が売られた。その後、に相続財産がこれに着手した息子が死んだ後、息子に帰した。法務官が、假令その後、に相続財産が帰したとしても、にも拘らず未成熟者自身に對する訴訟を父親の債権者達に賦与しない際には、代襲に對して父親の債権者達に訴訟が賦与されなかつたかどうかは問う。無論債権者が財産中へ送られたことに關する父方の財産

因り何ものも取得しない際及び債権者が被後見人の財産中に如何なる権利も持たずしてそれらの者の利害が何等なかつた際には、その財産は代襲に由つて相続財産が放棄されると債権者達へ帰属しないので、被後見人の相続財産が着手されないのか？ 君の教師によつて遺言が一つであると定められたことは殊に私を嫌疑させる。父親の相続財産由り自らを遠ざける息子に法務官が履行することは、たとえ相続財産がその後その者に帰すとしても、その者の父親の財産が売却されても、その者に対して訴訟が賦与されず、債権者達に返却しないようにすることである、と同人は解答した。息子によつて代襲された相続人に於いても同一が遵守されるべきではない。蓋し故にその者の財産よりも寧ろ父親のそれが売られることは慎み深い息子には差し控えられるからである。従つてその後その者に帰すものに對して訴訟は債権者に拒絶される。蓋しそれは父親を通じてその者へ所属するのではなく、家外の者因り取得されたからである。それに対して息子のための代襲が相続を着手し、その後被後見人が父方の相続財産に掛り合つた際、その時には父親のと息子の相続財産は一つであり、又は父親のものであり、又は息子のものである全すべての他人の銅に於いても（一つである。更に意に反する相続人も債務を負う。そして宛もその者が防禦されるときには、自身の財産が全然売られないという自由が債務の（後には）その者にはないかのよう、このように勿論父親のと息子の他人の銅を分離することができない。

この事例では債権者達にはその者に対する訴訟が賦与されなければならぬことが招来される。もし代襲相続人が相続を着手しなかつたならば、父親の債権者達には被後見人が残したものに對して訴訟が賦与されてはならない。蓋し故に被後見人の財産が父親の他人の銅の故に売られてはならず、被後見人が取得したものは父親の財産中にならぬからである。

29 パウルス ユリア及びペピア法註解第五卷

公の場所中に置かれた立像はこの者の名譽のために置かれた者の財産が売渡されても、その者の財産の買主のものではなく、却つて又は自治都市の裝飾の原因で置かれたときには、公のもの又はこの者の名譽のために置かれた者のものである。そして如何なる方法でもそれらは売渡されることができない。

30 パピリウス・ユストス 勅法論第一卷

皇帝アントニウス及びヴェルスは自己の財産が法上売られたことを否定する者は予備審判手続を試みなければならず、売却が取消されることと皇帝に熱望することは徒勞であると書簡解答した。

31 ウルピアヌス 全すべての法官席論第二卷

債権者達が相続人を嫌疑して思うときには、自己の負債返却のために満足を与えることを要求することができる。このものの事件のために法務官が審理すべきであるが即座にその者を満足を与えることの必要に据えてはならない。原因が審理されたでなければ、その者を嫌疑して申請する者達に警戒されねば

ならないことが知られていた。

§ 1 しかし嫌疑ある相続人は嫌疑ある後見人と同一の方法では評価されない。勿論資金力がではなく、却つて被後見人の物に於ける欺瞞性と狡猾な交際が後見人を嫌疑あると描写することが本当であるならば、逆に唯資金力だけが相続人を（嫌疑あると描写する）。

§ 2 確かに（相続人の）嫌疑を申請する者は、相続着手の近々に於いて聴き容れられる。その他にはその者が相続財産中に逗留することを受認したことが挙証され、恰もずるくその者が取扱われたかのように、刑罰の何か或るものを對抗することができないときには、夥しい期間の後にこの必要へ強制されてはならないであろう。

§ 3 もし法務官の裁決によって命令された者が嫌疑の満足を与えることに従順でなかったならば、その時には相続財産の財産が占有され、そして法務官の告示に基づいて売却されることを許可すると法務官は命令するであろう。

§ 4 確かに財産のうちの何ものも譲渡しなかったことが予審され、貧困であることを除いてその者に正当に対抗されるものがないときには、その者が何ものも縮小しないよう命令することで法務官は満足しなければならぬ。

§ 5 もし債権者達はその者が窮乏で苦しむことを説明することができなかつたならば（債権者達は）その者に不法侵害訴訟によって拘束されるであろう。

32 パウルス 規範集一卷本

特権は期間に基づいてではなく、原因に基づいて評価される。そして同一の表題であったときには、期間の相異がこれらの中にあつたとはいへ、競合する。

33 ウルピアヌス 規範集第三卷

被後見人が自己の契約に基づいて防禦されず、順つて債権者達はその者の財産を占有し始めたときには、被後見人が喰べる原因で、これらの財産因り一部譲渡が為されなければならない。

§ 1 負債者の財産が占有される以前のように、このようにその者の財産の占有の後にも亦負債者を防禦することが許される。自身がであれ、他の者がその者の防禦を引受けるのであれ、満足を与えることが中間に置かれて審判手続が受諾され、占有由り退去されるためには、満足を与えなければならない。

34 マルキアヌス 規範集第五卷

或者が船を築造し或は改良し或は機装し或は造船する原因で或は何か或る方法で貸与したこと或は船が売却されるために請求することは国庫の後に特権を持つ。

35 同人 抵当権方式書に関する一卷本

公の事の原因で不在であつた者の占有中へ送られた者は、その者が悪意で公の事の原因から不在であることが明瞭であつたときには、全額が弁済される迄、法上占有中であると定められた。しかしながら悪意なしで公の事の原因で不在であつた者の物の占有中へ送られた者は、質権を契約すべきでなく、そして

それ故に占有から退去すべきである。

36 ウルピアヌス サビヌス註解第四十五卷

債権者を選れるために、支柱の周りで身を隠す者は隠れると定められた。何故なら離れる者、即ち自己を相手方として何か或る訴訟が惹起されないようにするために、秘かに逃げる者も隠れると定められた。並びに兎角欺罔する原因で市街から逃走する者もそうである。というのは或者が逃走したかそれとも逆にローマで行動するが自己の可能性を為さないかは隠れることに関して差異がないからである。

37 パピニアヌス 解答録第十卷

凹んでいるシリアの都市アンティオケンシウムは、自己の法律によって死んだ負債者の財産中に特権を受諾したので、質物の追求権が持続することが知られていた。

38 パウルス 見解録第一卷

妾及びその実の愛児達は財産の売却から除外される。

§ 1 公の事の債権者はすべての自筆証書の債権者達より先取される。

39 同人 見解録第五卷

被後見人が防禦されないうきには、債権者達が占有中に設定された未成年者には、これらの者因り成熟する迄扶養が履行されるべきである。

§ 1 敵に由り捕獲された者の財産は、回帰する限りは売られることができない。

第六章 分離について

1 ウルピアヌス

分離が法務官の裁決によって、願い出られるのが常である。

§ 1 しかしながら分離は次の原因に基づいて債権者達に許されるのが常である。例えば或者が負債者としてセイウスを持ち、この者が死んで、ティティウスが相続人として出現し、この者が支払不能であると財産の売却を受ける。セイウスの債権者がセイウスの財産が自己に充分であると云い、ティティウスの債権者がティティウスの財産で満足であらなければならず、そしてこのように恰も二つの財産の売却であるかのように為される。というのはセイウスは勿論支払能力があつて、そして自己の債権者に満足することができ或はたとえ全額に対してではなく、にも拘らず何か或るものに対して満足させるとしても、このように一回であるが、しかしながらティティウスの債権者達が承認され混ぜられると、彼の者は支払不能であるか又はここには多数の者があるのでより少額しか得ないので、より少額しか得られないであろう。随つて分離を熱望するセイウスの債権者達が聴き容れられて法務官由り願い出るのは極めて衡平であつて、その結果別々に額が各々の債権者達に履行される。

§ 2 しかしながら反対にティティウスの債権者達は分離を願い出ないだろう。何故なら誰か或る者には自己に債権者を付加して、自己の債権者の条件をより劣悪と為すことが許される

からである。随つてこれに反して（その者が）私の負債者の相続に着手したか、着手しても私の条件をより劣悪と為さない。蓋し私には分離を願ひ出ることが許されるからである。逆に支払不能である相続財産を着手する間は、自己の債権者をその者は煩わせ、その者の債権者は分離を願ひ出ることができない。

§ 3 しかしながら更にもし物が質の権利により或は「抵当権によつて」質入れされた相続人により陳述されるとしても、にも拘らずそれが相続上のものであったときには、分離を願ひ出た者は分離の権利によつて、〈抵当〉債権者に優越していることが知られるべきである。そしてこのようにセヴェルス及びアントニヌスは書簡解答した。

§ 4 しかし更に国庫及び自治都市に向つて、分離が願ひ出られる。

§ 5 偶々彼の者が自身の欺罔に於いて相続を着手したときには、時には更に相続人の債権者が分離を願ひ出ることができるかどうか問われた。しかし何等の救助策も手交されなかつた。というのはかような者を相手方として契約した者は自己（の責）に帰すからである。（但し）法務官がかような欺罔を捏造した者の狡猾に向つて、非常審判手続で援助すると我々が思うときを除く。これは容易に承認されなかつた。

§ 6 しかし或者が嫌疑の相続財産と云つて相続を着手し返還することを強制されたが、次いでその者が返還する者がないときには「これらの事例に基づいてこれが起るのが常である。」

そして勿論相続上の債権者に向つて自己に援助されることを熱望する者自身に我々は援助する。これを故ピウス帝も書簡解答した。その結果相続が着手されたときと等様に遺言者の財産が売られる。このような相続人の債権者達にも亦これらの者が熱望するとこれと同一が与えられるべきであると私は思う。自身は熱望しなかつたとはいへ、恰も若干の分離が与えられるかのように。

§ 7 同様或者が未成熟であつた際に相続人として両親に出現し、次いで成熟内でその者は死に、未成熟者の相続を着手した代襲者の財産が売られるときに、父親の債権者が分離を願ひ出ることができるかどうか我々は考へて見よう。そして私はできると思う。これ以上に更に私は未成熟者の債権者がその者の相続人の債権者達に向つて分離を願ひ出ることができると私は思う。

§ 8 このことに従つて第一の者が第二の者を相続人として指定し、第二の者が第三の者を（相続人として指定し）そして第三の者の財産が売られるが、如何なる債権者が分離を願ひ出ることができるか我々は考へて見よう。勿論第一の者の債権者達が請求するときには、兎角第二の者の債権者達及び第三の者の債権者達に向つて聴き容れられるべきであると私は思う。逆に第二の者の債権者達が請求するときには、それらの者は兎角第三の者の債権者達に向つて願ひ出ることができ、しかしながら第一の者の債権者達に向つてはできない。全体として勿論

第一の者の債権者達は全べての者に向つて分離を請求することができるが、第二の者の債権者達は第一の者の債権者達に向つてはできないが、第三の者の債権者達に向つてできる。

§ 9 軍事の特有財産を持つ家子の財産が売られるときには、軍事特有財産の債権者達とその他の者達の間で分離が為されるかどうか我々は考えて見よう。故にその者が軍務に服する前に、或者がその者を相手方として契約したときに、偶々分離されなければならぬのであつたなら、同時に承認される。これは是認されるべきであると思はる。故に(軍務に服する)前に契約したものは、軍事財産が売渡されるときには、軍務特有財産の債権者達を相手方として売られることができない。同様に或るものが父親の物へ転用されるときには、偶々債権者にもそれらの者が寧ろ父親を相手方として試みる際には、軍事特有財産を騒がさないようにするために、反駁されることができない。

§ 10 「更改の意思なしで」相続人由り問答契約しなかつたそれらの債権者だけがかどうか分離を願ひ出ることができるとが知られるべきである。その他にはその者をへこの意思で追従したときには、それらの者は分離の有利を喪失する。(もちろん相続人の債務名義がその者を追従する)そして既に或程度その者を選択する者由り自己を分離することができない。しかし利息をその者由り恰もその者を選択するかのようなその意識で取り立てたときにも、同一が是認されるべきであらう。

§ 11 同様に満足をその者由り受諾したときには、それらの

者が分離を願ひ出るかどうか問われる。私はないと思う。これらの者は偶々思ひめぐらすであらうものを追従したからである。適法でない満足を受諾したときには、一体どうなるのか? 何故適当さのより少ない保証人を受諾したか、それらの者は自己の責に帰すことになる。

§ 12 それに加えて相続上の財産が相続人の財産に混合された以降に、分離が願ひ出ることができないことは知られるべきである。というのは財産が混同されて一つとなると分離が願ひ出ることができないからである。地所或は奴隷達或は家畜達或は何か分離されることができないものが存在するときには、一体どうなるのか? 兎角ここでは分離が願ひ出ることができ、そして不可能な分離を招来する位に占有が結合され、個有権が混交されたのでなければ、地所が醸出されることができない際には、財産が醸出されたことを云い立てる者は容赦されるべきではない、これは勿論非常に珍れに起り得る。

§ 13 夥しい期間の後には分離が願ひ出られることができないと云われることは、(相続)着手の後五年が数えられることを超えては分離は申請されない旨で受け止められるべきであらう。

§ 14 しかしながらこれら全べてについて、分離が承認されるべきか否かについては、もう一方の如何なる者ではなく、法務官の或は地方総督の、即ち分離を聞き届けるであらう者の吟味であらう。

§ 15 或者が質物を相続人由り受領したときには、恰もその

者が相続人を追従したかのように、分離はその者に許し与えられるべきではない。というのはどんな風であれ、にも拘らず選択する意識で相続人の人格を追従した者は容赦されるべきでないからである。

§ 16 偶々多数の債権者があって、若干の者が相続人を追従し、若干の者が追従しなかったが、相続人を追従しなかった者達が分離を願いだしたときには、それらの者は追従した者達を自分達と共に承認するかどうか問われた。そして私は何事もそれらの者には有益でないと思う。というのはこれらの者を相続人の債権者と共に数え上げられるからである。

§ 17 勿論相続人の債権者は、或るものが遺言者の財産因り残存したときには、自己の負債のために持つが、逆に遺言者の債権者達は相続人の財産因り何ものも持たないと俗に定められることが知られるべきである。この事の理由は次の通りである。分離を願いだした者は、適当な財産が相続人のものであった際には、彼の者達が死者の財産が寧ろ自己のために分離されるのを選び好んだときには自己の趣向の責を自己に帰さねばならないが、しかしながら相続人の債権者達にはこの責が帰されることのできない点である。それに対して死者の債権者達が、更に相続人の財産に於いて代襲されることを熱望するときには、聴許されるべきでない。というのはそれらの者が自身のために請求する分離はそれらの者をあの財産より分離した。にも拘らず死者の債権者達が無造作に分離を請求するときには、無論極めて

正当にも原因が不知であることが発表されて、恩恵を願いだ出ることが出来る。

§ 18 同様に解放されることと共に必要相続人として創設された奴隷が分離を願いだ出ることが出来ることが知られるべきである。その結果無論その者が保護者の財産を我が物とするときには、その者がその後取得したであろうものが何であれその者から分離されるその原因中にある。しかし或るものがその者に遺言者より義務付けられるときにも（そうである）。

2 パピニアヌス 質疑録第二十五卷

相続人に由り相続財産が売却されると兎角欺罔の嫌疑が何等遭遇しないときには、分離が熱望されても徒勞であろう。何故なら善意で中間時に相続人を通じて行なわれたことは、有効として守護されるのが常であるからである。

3 同人 質疑録第二十七卷

負債者が保証人に相続人として出現し、そしてその者の財産が売られた。仮令保証の債務が消滅したとしても、それにも拘らず相続財産の債権者が唯一人であれ、多数であれ、この者に保証人が債務を負った者の請求によって、分離が願いだ出られることができるであろう。というのはより大きなものである主たる債務の故に保証の原因を排除する法の理由は、自己のために注意深く警戒した債権者を損害で蒙らせてはならないからである。

§ 1 保証人の財産が分離されることによって、問答契約者

が全額を相続財産因り得ることができないときには一体どうなるのか？ 相続人のその他の債権者と共にその者には割合が確保されるべきであろうか、それとも分離されることを選び好んだ財産で満足しなければならぬのであろうか？ しかし彼の問答契約者が保証人の相続財産が主債務者に由り着手されて、保証人の財産が売却され、残余に対して負債者の債権者達に混看されることができないであろう際には、理性はその者が陳述された例に於いて撃退されるのを受認しない。

§ 2 しかし分離を願い出た誰れであれ他の債権者に於いて、相続財産因り全額が保全されることができないときには、相続人の個有の債権者達が委棄されたならば、このようにどうか何か或るものを相続人の財産因り運ぶことが是認されるのがより有利である。相続人の債権者達が相続財産を委棄されたことを周ぐってこれが承認されるべきことは疑がない。

4 同人 解答録第十二卷

期日因り或は条件付きで義務付けられ、そしてこの故に未だ金銭を請求することができない債権者達には、分離が義務付けられるのは公平である。蓋し故に自身にも担保によって共有に諮問されるからである。

§ 1 しかしながら受遺者は単に財産から保全されることができたその部分に於いてのみ質の原因を持つと合意された。

5 パウルス 質疑録第十三卷

相続財産の債権者が財産の分離を願い出て、そして相続財産

が適當でないが、しかしながら相続人が適當であることが発見されるときには、相続人へ回帰されることができず、却って一度び申請したそのことに存立しなければならぬ。しかし分離が願い出られた後相続人が何か或るものを取得したとき、勿論相続財産因りのときには、分離を願い出た者には取得されたものに関して承認されなければならない。しかし彼の者達に満足が為されたときには、残存するものは相続人の個有の債権者達に分配される。それに反して相続人が他の原因に基づいて取得したときには、相続財産の債権者達は承認されない。もし相続人個有の債権者達が全額へ達したならば、残存するであろうものが相続財産の債権者達に分配されるべきであると若干の学者は思う。しかしながら私にはそれは（そのように）見られない。というのは分離を請求する際には、（それらの者は）相続人の人格由り後退し財産を追従し恰も死者の財産であるかのように売却する。これは増加を受取ることができない。更にもし死者の財産の分離を周ぐって、相続人の個有の債権者よりもより少額を得たときにも、同一が云われるべきであると私は判断する。しかしながら相続人の個有の債権者達は相続人が生きている間に取得することができその者の個有の財産及び人格を持つ。

6 ユリアヌス ディゲスタ第四十六卷

相続人の財産が支払不能であるときには常に、唯遺言者の債権者達ばかりでなく、しかし更にこれらの者達に遺贈された者達も、債権者達に於いて全額が取得されたときには、受遺者に

或は全額が或は割合が取得される旨で、財産の分離を請求することは衡平である。

§ 1 被解放女が相続人として創設されて、支払不能である者の遺言状に従って遺産占有を請求したときには、その女の財産が相続財産由り分離されなければならないかどうか問われた。被解放女が遺産占有を遺言状に従って請求して、契約した他人の銅によって、保護者が煩わされないようにするために、保護者には援助されるのが不衡平ではないと同人は解答した。

7 マルキアヌス 規範集第二卷

相続人に審判手続を言い立てた者は、恰も相続財産であるかのように分離を請求することができるが、或者は必要因りこれを為した。

第七章 財産の保佐人の賦与について

1 パウルス 告示註解第五十七卷

或者が条件付きで相続人として創設されたときには、できるならば条件に従順であるように強要されるべきである。又はその者が自分が相続の着手をしないであろうと解答したときに、更にもし条件が出現したならば、死者の財産は売却されるべきである。

§ 1 もし（相続人が）何ものも支払うことができないならば、財産の保佐人が設定されるべきか又は財産が売却されるべきであらう。

§ 2 しかし罰金因り増大する他人の銅が、重大であるときには、胎児が占有中にあり又は後見人を持たない被後見人が相続人である際のように、他人の銅は保佐人を通じて弁済されるべきであると裁決されるのが常である。

2 ウルピアヌス 告示註解第六十五卷

保佐人の設定について我々はこの法を使用する。法務官が頼まれそしてその者が保佐人及び保佐人達を債権者達の多数の部分の同意に基づいて設定する。或は財産が属州に於いて売渡されたときには、属州の地方総督が、（そのようにする）。

§ 1 このように創造された者及び創造された者達を通じて、行動され為され管理されたものは何であれ、有効と看做される。そしてそれらの者に訴訟がそしてそれらの者に対して訴訟が「成立する」。保佐人が或者を訴訟するために或は防禦するためを送るときにも、法はこのようである。その者に由る満足の、追認についての、判決が弁済されるという問答契約は、この者の財産が売られる者の名義で取立てられるのではなく、却ってその者を送った保佐人自身の名義で取立てられる。

§ 2 しかしながら多数の者が保佐人として設定されるときには、それらの者は割合に応じてではなく、全体に対して訴訟し訴えられるとケルススは述べる。もし保佐人が一人が偶々のイタリーの物の、他の者が属州に於いてのように地方を通じて設定されたならば、それらの者は自己の地方を守護しなければならぬと私は思う。

§ 3 意に反して保佐人が作られ得るかどうか問われる。そしてカッシウスは誰も意に反して財産の保佐人と成ることを強要されるべきでないとして書いていて、これはより真実である。従って大きな必要と皇帝の裁量によって意に反する者も創造されることが役立つというのでなければ、自発的な者が問われるべきである。

§ 4 全然債権者は保佐人として設定される者であるべきではなく、却って債権者でない者は（保佐人で）あり得る。

§ 5 三人の保佐人があって、これらの者のうちの一人が何事にも従事しないときには、何事にも触れない者に対して訴訟が賦与されるべきかどうか、そしてカッシウスはこの者を相手方として試みることを望む者が原告に設定されてはならず、設定されることもできないという容態を判断する。私はカッシウスの見解がより真実であると思う。というのは持ち帰えられたものは顧慮されるべきであるが、一人の保佐人へ達したものは顧慮されるべきでないからである。そして意に反する者が成ったのでなければ、我々はこのように使用する。何故ならこのようなときには、その者が訴えられると云われるべきでないからである。

3 ケルスス ディゲスタ第二十四卷

多数の者が同一の財産の保佐人と成ったときには、それらの者の誰であれ全体に対して訴訟すると同様に原告がそれらの者の誰に対して訴訟することを望むかによって全額に対してその

者に訴訟が賦与される。

4 パリリウス・ユストス 勅法論第一卷

保佐人を通じて元老院決議に基づき財産が売渡されると、如何なる訴訟も以前に行なわれたことに基づいて欺罔者に成立しないと皇帝アントニウス及びヴェルスが書簡解答した。

5 ユリアヌス ディゲスタ第四十七卷

負債者が破産したそして債権者達が私的な理由で集合して、この者を通じて財産が売渡される一人の者を選択しそして売上げ困り為される自身の割合で弁済されたが、間もなく自分が債権者であると云う他の者が出現したときには、その者は勿論保佐人に向けて何等の訴訟も持たないであろうが、しかし（その者）一人が保佐人と共に負債者の財産を売却することができ、このようにその結果保佐人及び債権者に由り財産に基づいて契約されるものは、すべての者に割合に応じて履行される。

第八章 債権者の欺罔に於いて為されたものは、

その結果返還（回復）される

1 ウルピアヌス 告示註解第六十六卷

「欺罔を知らなかったわけではない者を相手方として詐害原因で行なわれたことは、これらについて財産の保佐人に或はこの者にその件について訴訟を賦与すべきであろう者に（訴訟を試みる権力があるであろう一年内に私は訴訟を賦与するであろう。そしてそれを更に欺罔を為した者自身に向けて私は遵守す

るであろう」と法務官は述べる。

§ 1 不可避免的に法務官はこの告示を公示した。そしてこの告示によって債権者達の欺罔に於いて譲渡されたものが何であれそれが撤回されると、債権者達に諮問した。

§ 2 故に「詐害の原因で行なわれたこと」と法務官は述べる。この文言は一般的であって自己の中に確かに欺罔に於いて為された全べてのこと或は譲渡或は何であれ契約されたものを包含する。随って欺罔の原因で行なわれたものは何であれ、それがどのような種類であってもこれらの文言によって撤回される。何故ならあの文言は広く顕示するからである。故に物を譲渡したのであれ、要式免除或は約束によって誰か或る者を解放したのであれ、そうである。

2 同人 告示註解第七十三卷

質権を解放するときも或は誰か他の者を債権者達の欺罔に於いて前に置くときにも、同一が是認されるべきであろう。

3 同人 告示註解第六十六卷

或はその者に抗弁を（法務官は）差し出した「債権者を詐害する原因で自己に債務を負わせるのであれ、金銭を払渡したのであれ」或は何であれ他のことを債権者達の欺罔に於いて為すのであれ、告示が余地を持つことは公然である。

§ 1 詐害の原因で行なわれたことを唯誰か或る者が契約して行なったことばかりではなく、しかし更に偶々尽力して審判手続へ出頭しなかった或は争訟が死滅することを受認する或は

負債者由り請求せず、その結果期間によって解放される、又は用益権或は役権を喪失することを我々は受け止めなければならぬ。

§ 2 何か或ることを為し、その結果持っているものを持つのを思い止まる者もこの告示に関わる。

4 パウルス 告示註解第六十八卷

更に為さなければならぬことを為さない者も欺罔に於いて為すと見られることは、即ち役権を使用しないときであると理解されるべきである。

5 ガイウス 属州告示註解第二十六卷

しかし或者がそれを自己のものと為すために、（所有者が）自己の物を遺棄されたものとして看做したときにも、

6 ウルピアヌス 告示註解第六十六卷

しかしながら何か或るもの取得することができる際に、取得するためにそれを行なわないことは、この告示に関しない。というのは告示は自己の世襲財産を（縮小する）ことに關するが、より裕福にならないようにするために、それを行なう者には關しないからである。

§ 1 その故に或者が問答契約が効力を生じないようにするための故に、条件に従順でないときには、この告示に余地を作らないようにするためというその条件中にある。

§ 2 それだから或は決定の或は遺言による相続財産を拒否した者も、この告示に余地を作るための原因中にはない。とい

うのは取得することを望まないことは、自己個有の世襲財産を縮小することではないからである。

§ 3 同様の方法で自己の裁量で相続を着手するために自己の息子を父権から放ったときにも、この告示が行なわれないと云われるべきである。

§ 4 しかし遺贈を拒否したときにも、この告示が行なわれないことが是認されるべきである。このことをユリアヌスも亦書いている。

§ 5 買主の命令で相続を着手するために、相続人として創設された奴隷を譲渡したときに、勿論売却中には何等欺罔はないが、しかし相続中にあるときには、告示は行なわれない。蓋しその者には更に相続を拒否することも許されたからである。それに対して奴隷の譲渡自体に於いて欺罔があったときには、宛もその者を欺罔に於いて手から放ったときのように撤回されるであろう。

§ 6 ラベオの著作で自己のものを受取る者、即ち自己に義務付けられたものを受取る者は、何等欺罔を為すとは見られないと書かれた。というのは地方総督がこの者が意に反するのに弁済するよう強要する者は、弁済しないことが罰せられないというのには不衡平であるからである。というのはこの告示全体はこの中に法務官が自らを中間に置かない契約、例えば質及び売却に関するからである。

§ 7 負債者の財産が占有される前に、負債の金銭を受取つ

た者は、仮令支払不能であることを知り且つ予見して受取るとしても、この告示の心配がないというその法を我々が使用するユリアヌスが書いていることは知られるべきである。というのはその者は自己に注意深かったからである。逆に財産が占有された後に自己の負債を受取った者、この者は割合に対して、その他の債権者達によって召喚され、執行されるべきである。というのは既にすべての債権者の条件は等しく為されたので、財産が占有された後にはその他の者より先取りしてはならないからである。

§ 8 債権者達の欺罔に於いて為されたことをその者が債権者達の欺罔に於いて為すと知って引受けた者を、この告示は懲しめる。その故に或事が債権者達の欺罔に於いて為されたときに、にも拘らず取得した者が不知であったときには、告示の文言は行なわれないと見られる。

§ 9 それに加えて債権者達が同意した上で何か或るものを欺罔者由り或は購入し或は問答契約し或は何か或ることを契約した者は、債権者達の欺罔に於いて為したとは見られないことが知られるべきである。というのは誰も知って同意する者を欺罔するとは見られないからである。

§ 10 債権者達の欺罔に於いて何か或るものが被後見人を相手方として行なわれたときに、債権者達が欺罔されたならば、あらゆる方法で撤回されるべきであるとラベオは述べる。蓋し被後見人の不知、これは年齢を通じて起ることであるが、は債

権者達に詭弁であつてはならず、そして自身に利得であつてはならないからである。そして我々はその法を使用する。

§ 11 同様の方法で或者に贈与されたときには、贈与された者が知つて行なわれたかどうかは問われるべきではなく、却つて単に債権者達が欺罔されたかどうかだけが問われるべきである。と我々は云う。利得が取上げられても、損害が課されなかつた際には、不知であつた者が、不法によつて蒙むらされたとは見られない。にも拘らず支払不能である者由り不知で施しを受領した者に対しては、それを超えてではないが、より豊裕と成つた限度で訴訟が賦与されるべきであらう。

§ 12 同様な方法で奴隷が支払不能の者由り所有者が不知であるが、自身は知つて物を受領したときには、所有者が拘束されるかどうか問われる。そして自己へ達したものを返還するため、又は特有財産について有責判決されるために或は或るものがその者の物へ転用されたときには、この限度でその者は拘束されるとラベオは述べる。同一は家子に於いて是認されるべきである。しかし所有者が知っているときには、自己の名義で訴えられる。

§ 13 同様に必要相続人が遺贈を履行し、次いでその者の財産が売られたときには、更にもし受遺者達が不知であつても、にも拘らず準訴訟が賦与されるべきであるとプロクルスは述べる。これは決して疑われない。

§ 14 この準へ訴訟を我々は、これより（訴訟を）試みる

権力がある売却の為された期日因り一年を通算する。

7 パウルス 告示註解第六十六卷

負債者が債権者達の欺罔に於いてより少ない代価で土地を知つている買主に売却し、次いでへこれらの者にその撤回について訴訟が賦与される者達がそれを請求するときには、代価を返還しなければならぬかどうか問われた。更にもし代価が弁済されないとしても、全ゆる方法で土地は返還されるとプロクルスは判断した。そしてプロクルスの見解に従つて書簡解答された。

8 ヴヌレイウス・サトゥエニウス 特示命令第六卷

これらのこと因り勿論代価のうちの割合が買主に返却されるべきではないことが結論付けられ得る。にも拘らずその件は裁定人の許で原因に基づいて吟味されるべきであつて、その結果弁済された貨幣が財産中に存在するときには、それらが返却されることを命令すると云われることができる。蓋しその理由では誰も欺罔されないからである。

9 パウルス 告示註解第六十二卷

この者の財産が占有された負債者由り知つて物を購入した者が再度善意で購入する他の者に売却した。第二の買主が訴えられることができるかどうか問われた。しかし善意の買主が拘束されないというサビヌスの見解がより真実である。蓋し宛も負債者自身由り不知で購入したときには、その者は拘束されないと我々が云つたように、悪意だけがその者に害とならねばなら

ないからである。しかしながら悪意で購入した者が、しかしながら善意で購入する者に売却したときには、その者が受領した物の代価全体に対して拘束されるであろう。

10 ウルピアヌス 告示註解第六十三卷

ルキウス・ティティウスが詐欺の原因で君が知っている間にその件について訴訟される財産に於いて為したことは、ついて訴訟されるそのことの名義で「訴訟がその者に」私の告示に基づいて「成立」又はあるべきときに、一年以上でないときには、ついて訴訟されるその件について（訴訟を）試みるべき権力がある際には彼の者達に君が返還し、時には原因が審理されて知がなかったときには「私が事実訴訟を許可する」と法務官は述べる。

§ 1 欺罔が出来事を持ったとき、無論その者がこれらの者の詐欺の原因で為したこれらの債権者達が自身の財産を売却したときだけに、どうかこのように撤回される。その他にはこれらの者の詐欺の原因でその者が為した彼れらの者を委棄し、そして他の者を養ったとき、勿論単純にこの者を詐害すること望んで、最初の者が委棄され、他の者をその後養ったときには、撤回は行なわれない。しかしながらこれらの者を詐害することを望まないこれらの者の金銭が、詐害することを望んだ最初の者を委棄したときには、撤回に余地があるであろうとマルケルスは云う。この區別に従って皇帝セヴェルス及びアントニヌスに由って書簡解答された、そして我々はその法を使用す

る。

§ 2 法務官が「知って」と述べることは「君が関知してそのして欺罔を関与させる」というように我々は受け止める。「というのは単純に彼の者が債権者を持つことを私が知っているときではなく、却って欺罔の関与者であるときに、その者が事実訴訟によって拘束されると争うことに足りるからである」

§ 3 或者が勿論欺罔の関与者でなかったが、とはいえ負債者を売却することが証明されて、債権者達由り購入しないようにするために訴えられたときには、（事実訴訟によって）拘束されるかどうか、その者が調達した？ ときには、拘束されなければならぬというのがより良い見解である。というのは訴えられたと証明されて持続する者は欺罔なしてすまずわけではないからである。

§ 4 しかしながら誰か或る者が債権者を持つことを知っている他の者が、欺罔の関知なしに単純にその者を相手方として契約するときには、（この訴訟によって）拘束されるとは見られない。

§ 5 「君が知っている間に」と法務官が述べることは「この訴訟によって」訴えられる者である。偶々被後見人の後見人が知っているが、「被後見人自身が不知であった」とときには一体どうか、（訴訟に）余地があり、その結果後見人の知が害となるかどうか我々は考えて見よう。「狂人及び青年の保佐人に於いても同一である」「それらの者へ」達する限り、この限りで、「後

見人乃至保佐人が「彼の者」の関知か書となると私は思う。

§ 6 それに加えて債権者達が同一であるときには、債権者達の欺罔に於いて譲渡されたものは撤回されることができると云われることが問われることができることは知られるべきである。たとえ詐害された者達のうちの一人の債権者であったときにも、唯一人その時にあったのであれ、その他の者に満足された際に、この者が唯一人残留したのであれ、依然として「訴訟に」余地があるであろうことが是認されるべきである。

§ 7 債権者が詐害されたことを一人は知っているが、その他の者が不知だったときにも、訴訟に余地があるであろうことは少くとも足りる。

§ 8 或者が知る者に満足されたときには、一体どうなるのか？ 残存する者は詐害されなかったので、「訴訟が」行なわれないかどうか？ 私はこれが是認されるべきだと思う。にも拘らず「私がこの者を債権者と思う者に義務付けられるものを私が提供する」と訴訟を証すために誰か或る者が云うときには、聴き容れられるべきではない。

§ 9 詐害者が相続人を持ち、そして相続人の財産が売られたときには、ついでこれらに訴訟される財産中にはなく、そしてそれ故に「この訴訟は」行なわれない。

§ 10 自らを（相続財産から）遠ざけることができた息子が債権者達の欺罔に於いて或ることを為したときには、かかわり合つたことが原状へ回復される。或は或者が任意の相続人として

為したとき、更に或は年齢或は何か他の正当な原因を通じて原状回復に値したときには、準「訴訟が成立する」と云われるべきである。必要相続人である奴隷に於いても同一である。実際に彼の区別と共にこのことは承認されるべきであるとラベオは書いている。その結果勿論すぐに債権者達が財産を売却し或は不在者に或は約束する債権者達に必要な相続人がかわり合つたときには、両方共の、即ち遺言者のと自身の欺罔が撤回される。逆に債権者達が必要相続人を受認し、そしてその者の債務名義で恰も債権に対するかのように持ち、或は利息のうま味或は何かの理由で追従したときには、遺言者が譲渡したことに基づいて何ものも撤回されないと云われるべきである。

§ 11 未成熟者が父親に相続人として出現し、そしてその者が死亡して財産が売られたときには、分離が願ひ出られると、両者共の、被後見人或は更に後見人、同様に保佐人の欺罔が撤回されるべきであろう。

§ 12 期間内に義務付けられる際に、詐害者が現在弁済したときには、現金（即金）払いに於いて有利を覚える点に於いて事実訴訟に余地があると云われるべきであろう。何故なら法律官は欺罔が更に期間に於いても為されると理解するからである。

§ 13 或者に勿論弁済されなかったが、しかし古い債権に対して質物を受領したときには、極めて頻繁に勅法で制定されたように、「この訴訟によって」拘束されるであろう。

§ 14 婦人が債権者達を詐害する故意に取り掛つた際に、自

分の夫で且同一の負債者である者に債権者達の欺罔に於いて、嫁資設定の原因で負債を要式免除したときには、「この訴訟が」余地を持ちそして「これを」通じて夫が義務を負うすべての金銭が取立てられ、そして婦人は「嫁資について」訴訟を持たない。というのは嫁資は債権者達の欺罔に於いて設定されるべきではないからである。そしてこれは、誠に確実であつて、極めて頻繁に勅法で制定された。しかしながら要式免除があつた問答契約が新らたに中間に置かれるような訴訟の出口があるであらう。

§ 15 「この訴訟を」通じて用益権も「毎年」に於いて十金と与えられると君は暫約するか」といふような問答契約も取立てられることができる。

§ 16 私が私及び多数の債権者の負債者が、逃亡中に自己と共に運んでいる金銭を得、そして私に義務付けられるものを私がその者から運び去つたときには、ユリアヌスの見解の云うところによつて、債権者がその者の財産の占有中へ送られる以前にこれが為されたかそれともその後かは夥しい差異があると定められた。以前のときには、「事実訴訟は」行なわれぬが、その後のときには、これに余地があるであらう。

§ 17 故マルクス帝の勅法に基づいて財産が自由身分の守護の原因で誰か或の者に競り売られたときには、「訴訟が」行なわれぬと云われるべきであらう。というのは家父が行なつたことが有効である旨で承継するからである。

§ 18 この「事実訴訟の」年は財産の売却の期日由り通算されるであらう。

§ 19 「この訴訟を」通じて物は無論自己の原因と共に回復されなければならぬ。

§ 20 単に収取された果実ばかりではなく、更に更に詐害者に由り収取されることができたこれらのものも来るが、しかし他の何らかの方法と共に、無論その結果要した費用が控除されることとなる。何故なら審判人の裁定によつて、必要費を得る以前には物を返還することが強要されるべきでないからである。或者が保証人及び債権者達の意志に基づいて他の費用を為したときにも、同一が是認されるべきであらう。

§ 21 出生子も亦「この訴訟」中へ来るといふのが比較的眞実であると私は思う。

§ 22 それに加えて「この訴訟に」基づいて、物であるのであれ、債務であれ、かつての状態へ回復が為されるべきことが知られるべきであつて、その結果解放が為されなかつたのと同様にすべては撤回される。このことの故に更に中間時の有利は、解放が為されなかつたら、或者が履行されるべきであるといふのが論理的であるので、そこで利息は問答契約中へ導かれぬとき「又は更に導かれなくともこれに於いて利息が義務付けられ得るような契約であつたときには、履行されるべきではない。」

§ 23 債務が条件的であるときに、自己の条件と共に（債務が）期日内のときには、自己の期日と共に、再建されるべきで

ある。にも拘らずこれの期日が終了されるものであったときには、兎角一年内ではなく、期限が債務に残存するその期間内に回復が申請されることができると云われることができる。

§ 24 この訴訟は一年後にその者へ達したものについて、訴訟が惹起される者に向つて成立する。というのは欺罔に基づいて利得を覚えた者が利得中に逗留するのは不衡平であると法務官が思ったからである。それ故に利得がその者からもぎ取られるべきであると（法務官は）思った。随つて（利得が）この者へ達した者が詐害者が詐害者自身であれ、任意の他の者であれ、その者へ達し又はその者の悪意で達しないようなことが為されたことに対して訴訟が成立する。

§ 25 この訴訟は相続人及びその他の承継人達に成立するが、しかし相続人及び「類似の人格」に対しても賦与される。

11 ヴェヌレイウス・サトルニヌス 特示命令第六卷

カッシウスは相続人へ達したものに対して訴訟を導入した。

12 マルケルス ディゲスタ第十八卷

父親が家子に特有財産の自由な管理を与えたときには、債権者達の欺罔に於いて譲渡することをその者に許し与えたとは見られない。というのは（家子は）そのような譲渡権を持たないからである。それに対して或は債権者達の欺罔に於いて為すことができることをも亦父親が息子に許し与えたときには、自身が為したと見られるであらう。そしてその者に向つて訴訟が成立するのに足りる。というのはその類に属する者は当然訴訟を

持ち、その結果これらの者に特有財産から履行されなければならないので、息子の債権者は更に父親の債権者でもあるからである。

13 パウルス 告示註解第六十八卷

質権を保有する者は「この訴訟によつて」拘束されないことが知られている。というのはその者は物保全の原因からではなく、自己の権利で質権のようなものを占有するからである。

14 ウルピアヌス 討議録第六卷

「この事実訴訟に於いて」唯所有権が撤回されるばかりでなく、更に訴訟も再建される。そのことの故に回復するため、物を占有しない者達に向つても、訴訟を讓歩するために訴訟が成立する者達に向つてもこの訴訟は成立する。それだから或者がティティウスの人格を中間に置きその結果その者に詐害者が物を引渡すときには、委任訴訟を讓歩しなければならない。故に詐害者が債権者達が詐害されることを知つて自己の娘のために嫁資を与えたときにも、夫に向う「嫁資について」の訴訟を讓歩するよう、娘は拘束される。

15 ユリアヌス ディゲスタ第四十九卷

或者がティティウスを債権者として持ち、自分が支払不能であることを知っている際に、自由を遺言で与え、次いでティティウスが委棄されその後センプロニウスを債権者として持ち始めそして同一の遺言が存続する間に死んだときには、たとえ相続財産が支払不能であっても、与えられた自由は有効であら

ねばならない。蓋し自由が取消されるためには、我々は同一人達の人格に於いて故意と出来事の両方を要求し、そして勿論この者の詐害の故意が取り掛かられた債権者が詐欺されないうきには、詐害される者に向つて故意が取り掛られなかつたからである。従つて自由は有効である。

16 パウルス パピニアヌスの解答録第五卷

最初の者がより後の者の金銭によつて委棄されることが挙証されるのでなければ、

17 ユリアヌス ディゲスタ第四十九卷

債権者達の欺罔に於いて解放されるすべての負債者は「この訴訟を」通じてかつての債務へ撤回される。

§ 1 ルキウス・ティティウスが、債権者を持つ際に、自己の被解放者で且実子でもある者に、自己の総べての物を引渡しした。仮令詐害の故意を持たなかつたと陳述されるとしても、にも拘らず自分が債権者を持つことを知つて、自己の総べての財産を譲渡した者は債権者詐害の故意を持ったと理解されるべきである。順つてその者の息子達がこの意識が自己の父親のものであつたことを不知であつたときにも、「この訴訟によつて」拘束される。

§ 2 夫が自己の債権者達を詐害することを望んだので、婚姻が解除されるときに、妻に「法定期間によつて」返却しなければならぬよりも即刻に嫁資を返却したときには、婦はこの訴訟によつて、嫁資が自己の期間によつて返却されることに債

権者の利害があると同額を履行するであろう。何故なら欺罔が更に期間に於いても為されると法務官が理解するからである。

18 パピニアヌス 質疑録第二十六卷

夫が妻に質物を或は妻が夫に委棄したときにも、何等贈与が為されないと判断するのがより良い見解である。債権者達の欺罔に於いて為されるときには、準へ訴訟によつて撤回されることも疑がない。任意の負債者が債権者達の欺罔に於いて質物を放棄したときも同一である。

19 同人 解答録第十一卷

自己の死亡を予期しないで母方の相続財産の信託遺贈を権力が解かれた後に息子に返還し、ファルキディアの理由から放棄された父親は、充分な信頼と且提示の義務付けられた責任感を追従したので、私は債権者を詐害しなかつたと解答した。

20 カリストラトス 質疑録第二卷

トレベリアヌス元老院決議に基づいて相続財産全体を返還した負債者は、債権者達の欺罔に於いて保持することができた割合を譲渡したのではなく、却つて寧ろ誠実に為すと見られると定められた。

21 スカエヴォラ 解答録第一卷

負債者が債権者の欺罔に於いて隣人と共に、質として与えられた土地の境界について約束した。債権者由り購入した者は境界について訴訟することができるかどうか問われた。陳述されたことに従えば、負債者が債権者の不知の間に約束したので、

それ故に劣らず訴訟することができると同人は解答した。

22 同人 解答録第五卷

古い債権に対して債権者の一人が質物を受領した際には、その他の債権者達の欺罔に於いて為されたことが無効であるかどうかは問う。「それがその他の債権者達の欺罔に於いて為され、そしてこれによって債権者達の欺罔が取消されるのが常である法の道が阻止されるのでなければ、古い債権に対して、債務を負うために、約束されたので、それ故に債権者が質権の追求訴訟由り禁止されるべきではない」と同人は解答した。

23 同人 ディゲスタ第三十二卷

第一の段階で指定された相続人が死者の財産が辛うじて他人の銅の四分の一に足りることに気付いたので、死者の評判が守護されるために、債権者達の同意に基づき属州の地方総督の授權によって勅法に従い債権者達に部分の限度を履行するというその条件で相続を着手した。遺言によって手から放たれた者達及び自由及び扶養義務を追跡することができるかどうか問われた。勿論自由は債権者達の欺罔に於いて与えられたのでなければ、成立するが、逆に遺贈は、相続財産が支払不能のときには、義務付けられないと同人は解答した。

24 同人 公の註釈家の問題の一卷本

被後見人が父親に相続人として出現し、そして債権者達の人に弁済した。間もなく父方の相続財産から遠去けた。父親の財産が売られる。その他の債権者達よりもより良い条件に属さ

ないようにするために、債権者が受領したものが撤回されるべきかどうか？ 愛顧を通じて受領したか否かを我々が区別し、その結果後見人の愛顧を通じてのときには、その他の債権者達が運ばれたと同一の割合へ撤回されるかどうか。逆にその者が正当に取立て、その他の債権者達が取立を懈怠して、その間に物が或は無常により或は動産の窃取により或は土地の物が無価値なものへ連れて行かれることによってより劣悪なものとなったときには、債権者が受領したものは如何なる約束によっても撤回されることができない。蓋し故に他の債権者達は自己の懈怠の経費を荷わなければならないからである。負債者の財産が私に売られるということの中にあった際に、その者が私に金銭を弁済したときには、一体「訴訟によって」それ（金銭）が私由り撤回されるのかどうか？ その者が私に提供したのかそれとも私がその者の意に反して、もぎ取ったかが区別されるべきであって、その結果私が意に反する者からもぎ取ったときには、撤回されるが、私からもぎ取らなかったときには、撤回されないのか？ 私は目覚めていて、私の条件をより良好に為した、市民法は目覚めている者について書かれた。順って私が収取したものは撤回されない。

25 ヴェヌレイウス 特示命令第六卷

詐害者が自己の保証人であることを知っている者に要式免除したときに、主債務者も不知なわけではなかったときには、両者が共に拘束されるであろう。そうでないときには、知ってい

た者が拘束される。にも拘らずこの者に要式免除された者が支払不能であったときには、主債務者に対して、更にもしその者が不知であったとしても、訴訟が賦与されるべきかどうか考えて見られるべきである。蓋しその者は贈与に因って取得したからである。反対に知っている主債務者に要式免除されたときには、保証人も亦自身も知っているならば、拘束されるであろう。逆にその者が不知だったときには、その者に対して訴訟が賦与されるのは衡平でないかどうか、蓋し故に利得を為すよりも寧ろ損失を受認しないからである？ しかしながら二人の主債務者に於いては両者共の原因は等しい。

§ 1 詐害者である義父由り知っている婿が嫁資を受領したときには、その者は「この訴訟によって」拘束されるであろう。そしてそれを返還したときには、その者は嫁資を持つことを思止まった。離婚が為されても父権から解放された女に何か或るものが返還されるべきでないとラベオは述べる。蓋し「この訴訟は」罰金の名義ではなく物返還のために賦与されるからである。順って主債務者が返還したときには、免訴されるのが常である。しかし債権者がその者を相手方として（訴訟を）試みる前に、嫁資の名義で審判手続で訴えられた者が娘に嫁資を返却したときには、それにも拘らずその者は「この訴訟によって」拘束され、婦人に関して如何なる償還請求権も持たないであろうとラベオは述べる。逆に審判手続なしのときには、何等かの返還請求訴訟がその者に成立するかどうか考えて見られるべき

である。もしその者が不知であったが、娘が知っていたならば、娘は拘束されるであろう。逆に両者が共に知っていたときには、両者は共に拘束されるであろう。それに対して両者が共に知らなかったときには、それにも拘らず若干の学者は訴訟が娘に対して賦与されるべきだと判断する。蓋し恰も贈与に因るかのようには何か或るものがその女へ達したか、或は少くとも得たものを自分が返還するであろうという担保をその女が与えなければならぬと理解されるからである。しかしながら詐害者由りその者に義務付けられるものを受領した債権者に対すると同程度に、不知であった夫に対しては、その者が嫁資のない妻を娶らなかつたであろうから、訴訟が賦与されるべきではない。

§ 2 同様に外部の者が家娘の名義で詐害の原因で嫁資を与えたときには、夫は、知っているならば、拘束されるであろう。等しく婦人も、劣らず不知でなかつたときには、父親も。このようにその結果嫁資が自己へ達したときには、それが返還されるという担保を与えることになる。

§ 3 委託事務管理人が、本人の不知の間に、その者の負債者が詐害の故意を取得したことを知ったので、奴隷にその者由り取得することを命令したときには、「この訴訟によって」本人ではなく、自身が拘束されるであろう。

§ 4 しかしながら唯譲渡された物自体が返還されるべきであるばかりでなく、しかし譲渡の時から陸地で集めた果実も返還されるべきである。蓋し詐害者の財産中であつたからである。

審判手続が取り掛られた後に受取られたものも同様である。しかしながら中間時に収取されたものは返還中へ来ない。欺罔を通じて譲渡された女奴隷の出生子が中間時に出産されても、同様に返還中へ来ない。蓋し財産中になかったからである。

§ 5 婦人が譲渡の後に妊娠しそして訴訟される以前に生んだときには、出生子が返還されてはならないことは何等疑がないとプロクルスは述べる。逆に譲渡される際に、懐胎していたときには、出生子も亦返還されるべきであると云われることができる。